



新経済連盟

2027年度税制改正提言

～Japan Transformationの実現～

2026年9月11日





INDEX

p3～5	基本的考え方
p6	提言項目一覧
p7～19	国内投資と競争の促進
p20～31	スタートアップ支援／生産性向上
p32～41	経済情勢の変化に対応した税制のアップデート
p42～79	Appendix

社会構造の変化と目指すべき日本社会

社会構造の変化

①

インターネット革命

世界中の情報が整理され
アクセスが可能に



②

スマートフォン革命

SNS・買い物・エンタメなど
スマホが生活の中心に



③

クラウド革命

ビジネスモデルが変化し
イノベーションが加速



④

AI革命

誰もがAIを活用することで
真の社会変革へ



実物経済

Blockchain NFT AI
仮想経済
Big Data Cloud VR/AR

金融経済

仮想ネットワーク・大規模データセンター

日本社会の現状

<As is>

- 高コストな国家運営
- 高負担な税制
- 少子高齢化による人材不足
- 人・知・財の海外流出

目指すべき姿

- ローコスト・オペレーション
- 適正負担の税制

- 多様な人材の活用
- 人・知・財を日本に集める

日本は、個人・法人ともに所得や相続に対する税率が高い

									
	日本	米国	シンガポール	インド	英国	ロシア	中国	ドイツ	アルゼンチン
個人所得課税※1 (最高税率)	56% ※2	連邦 37% 州 0.0-13.3%	24%	30% ※3	45% ※4	22%	45%	45%	35%
法人所得課税※8	30.64%	連邦 21% 州 0-11.5%	17%	22~30%	25% 中小企業の一部は19%	25%	25%	15.825% ※10	25% 課税所得額に応じて最大35%
キャピタルゲインへの課税	20-35.63% ※9	0-20%	0%	12.5% 12か月超保有の場合	18-24%	15%	0% 国内取引所上場株	25%	15%
相続課税 (最高税率)	55%	40% 最低課税資産額10数億円	0%	0%	40%	0%	0%	30% ※11	0% (例外あり)
消費税・付加価値税	10% ※5	州等 0-11.5% ※6	9% ※6	5-18% ※6	20% ※5	22%	0-13% ※6	19%	21%
2005-25年のGDP 変化率※7	-9%	136%	372%	382%	56%	235%	741%	75%	244%
税収の対GDP比※12	20.22%	19.48%	14.32%	18.11%	28.51%	19.15%	12.97%	22.98%	22.82%

※1 個人所得課税は累進課税 ※2 45%(所得税) + 0.945%(復興税特別所得税2.1% x 所得税45%) + 10%(個人住民税) = 55.945% ※3 インドの個人所得課税は高額所得者は最大25%の追加課徴金 ※4 スコットランドは最大47% ※5 軽減税率は、日本では飲食料品を対象として2027年3月末まで8%で、同年4月から2年間限定で1%に引き下げられる予定。英国は0%または5%。 ※6 米国、シンガポールおよびインドの消費税は、それぞれ売上税 (Sales Tax)、財・サービス税を、中国は増値税の税率を掲載。インドの消費税は5%か18%の二段階税率。 ※7 GDP変化率は米ドルベース。 ※8 法人所得課税は日本が法人実効税率。資本金1億円超の大企業（東京都・超過税率適用）の場合で、防衛特別法人税（法人税額に対し4%）を加味（基礎控除500万円を考慮せず）。その他は法人税率。 ※9 2027年以降、年間所得が3.4億円超の場合、所得税（国税）30%を上限として追加納税が発生する。上限の35.63% = 所得税30% x (1+復興特別所得税・防衛特別所得税2.1%) + 住民税5% ※10 連邦法人税15%に、法人税額の5.5%が賦課される連邦付加税を合わせた税率だが、これに自治体ごとに事業税7~17%が加わる。 ※11 直系親族の場合。 ※12 IMF統計における2024年の連邦政府および自治体のトータルの税収の対GDP比で、社会保険料収入等を含まない。
出典：OECD、JETRO HP 各国税制、財務省HP、PwC

税制全般に対する基本的な考え方

税率を引き下げて日本経済活性化を促し、
税収を増やして再び国内投資へ

＜税制改正により実現すべき **3つ**の柱＞

1

国内投資と競争
の促進

- ✓ 日本に人・知・財を呼び込むとともに、研究開発投資等の促進により、「仮想経済」に適合した新たな産業の振興を促す。同時に、日本企業が海外企業と競争上不利となっている税制を改める

2

スタートアップ支
援/生産性向上

- ✓ スタートアップの支援、DX化等を通じ、イノベーションの促進と経済全体の生産性の底上げを図る

3

経済情勢の変化に
対応した税制の
アップデート

- ✓ インフレ経済の定着、多様な働き方の促進、越境経済化・トークン経済化の進展を踏まえ、税制のアップデートを行う

提言項目一覧

	ページ	提言項目
①国内投資と競争の促進	8	ミニマムタックスの撤廃
	9	法人税・所得税・相続税の税率引下げ
	10～12	研究開発税制の見直しとイノベーションの実装
	13	事業承継税制（特例措置）の改善・延長
	14～15	企業グループの柔軟な再編を阻害しない法人課税体系
	16～17	地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制
	18～19	海外から国内(地方)への投資誘導
②スタートアップ支援／生産性向上	21～23	スタートアップ支援に資する制度改善
	24	企業からの教育投資の促す税制の拡充
	25～26	国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し
	27	社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し
	28	税会一致の徹底による企業財務の生産性向上
	29～30	中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備
	31	デジタルシームレス実現に向けたインボイスの活用
③経済情勢の変化に対応した税制のアップデート	33～34	インフレに伴う各種閾値・範囲の見直し
	35～37	越境経済への適応
	38	暗号資産税制
	39～41	多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し
Appendix	42～79	—

Chapter 01

国内投資と競争の促進

ミニмумタックスの撤廃

趣旨

- 2027年から、年間所得3.4億円超の場合、所得税（国税）の負担率30%を上限として追加納税が発生する「極めて高い所得に対する負担の見直し」（以下、ミニмумタックス）が2026年度税制改正大綱で措置された（2026年までは年間所得10億円超の場合、かつ負担率は22.5%が上限）。これにより、M&Aに伴う自社株式の売却などによる株式譲渡所得の割合が多ければ追加納税負担が高まる。
- 日本ベンチャーキャピタル協会（JVCA）が2026年5月に1400弱の起業家に実施したミニмумタックスに関する緊急アンケートでは、「次に創業するなら海外を視野に入れる」が82.3%となった。起業家が20億円の株式譲渡益を得た場合の各国税額の比較では、シンガポール・米国テキサス州は0円であるのに対し、2027年以降の日本では6.5億円が課税される。
- なお、ミニмумタックスでは課税所得算出のうえで寄附金控除が使えず、所得に対しての税率が一定になるまで課税される仕組みなので、いくら寄附しようが最終的に税で納めなければならない額は変わらないため、公益法人や大学に対する寄附をも減少させるおそれがあり、フィランソロピーの観点からもマイナスが大きいほか、国内研究基盤の強化にも逆行。

具体策

- **ミニмумタックスは、起業という大きなチャレンジに対するディスインセンティブとなり、リスクマネーの供給を大きく阻害して、極めて強い負のアナウンスメント効果をもたらすことから、撤廃すべき<所得税>**
- **ミニмумタックスの撤廃が困難な場合でも、課税所得の算出に当たり、スタートアップへの投資分や寄附金控除の対象額相当部分を課税所得から控除するよう見直すべき <所得税>**

法人税・所得税・相続税の税率引下げ

趣旨

- 頑張った人が報われる税制構造とし、リスクがある中で積極的にチャレンジをした者やイノベティブな人材が真に報われる社会を実現する。その際、国際競争力の確保や、優秀な外国人材を日本に呼び込む観点から、外国の税率水準との比較も考慮に入れる
- 現状でも高い法人税率とさらなる税率の引上げは、企業の投資等の原資を減らしてしまう。国内投資の機運が高まっている中、法人税率を引下げ税収を増やして再び国内投資へ向かわせる好循環を生み出すことが不可欠。また、配当課税と法人税の二重課税の解消等により、日本企業の国際競争力を強化する税制構造にすべき。このほか、相続税はそもそも所得税が課されたあとの資産の蓄積に課すもので、「二重課税」的性質を持つこともあり、相続税がない国も多い。
- なお、減税により不足する財源については、各種行政の在り方を効率化し「小さな政府」を志向する中で、歳出削減に取り組むことを大前提としつつ、消費税率の見直しの是非を検討すべき。食料品にかかる消費税の減税措置には反対。

具体策

- 現在約56%の**所得税、住民税の最高税率を40%程度まで引下げ累進性を緩和**※〈所得税、住民税〉
※個人所得税については、過去の定額減税への対応など、税の複雑さが事業者のコストになっている。極力簡素な税制にすべき。
- **相続税の撤廃に向け検討**〈相続税〉
- **法人税の実効税率(現在30.64%)を20%程度まで引き下げる。**〈法人税〉
- 法人の利益には法人税が課税され、課税後利益が配当金の原資に。しかし、配当金が株主に支払われた段階では、株主において所得税が課せられることになるため、法人の利益に対しては二重の課税がなされていることになる※。この問題に対してはオーストラリアやニュージーランド等で「インピュテーション方式」が採用され、二重課税が調整されていることから、日本でも同様の仕組みの採用を検討すべき (p48,49参照) 〈法人税〉

※日本でも所得税の配当控除等により、部分的に調整はなされているものの、十分なものではない。

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装①

趣旨

- イノベーションの好循環を生み出すため、国内外の企業問わず、**日本が研究開発拠点として選ばれるための環境整備やインセンティブ強化を進めるべき**
- 2026年度（令和8年度）税制改正において、AI分野等が「戦略技術領域」として位置づけられ、高い控除率を伴う税制が措置されたことは高く評価できる。今後はこの制度を前提としつつ、AI社会実装に向けたインフラの強化や、企業の事業環境・財務環境（赤字等）に依らない中長期的な予見可能性を高める制度改善が必要である。
- **例えば現行の欠損金繰越控除は、中小企業を除き所得の50%までしか控除できず**、特に一時的な業績悪化下における企業の研究開発投資など投資意欲を減退させ、イノベーションを遅らせる要因となっている。また、現行の欠損金繰り戻し還付制度は中小企業等に限定されているが、中堅・大企業も大規模な投資等により一時的に多額の欠損金が生じる場合、資金繰りが圧迫され、新たな投資への意欲が減退する。これは他の先進国と比較しても不利な状況。
- 加えて、現行の研究開発税制は、戦略領域分野が導入されたものの、依然としてハード中心のモノづくりを前提とした構造となっている。クラウドやAI等の技術の進展がもたらした「仮想経済」の上に成立する経済構造の変化に対応できていない。

具体策

- AIの社会実装・利活用促進に向けた優遇制度＜法人税＞
 - 高品質な日本語の大規模言語モデルの構築を後押しすべく、データ整備・開発を目的としてデータ保有者や開発企業等が連携する取組みにおいて、国がその計画を認定している場合等に、費用の税額控除等の優遇措置を検討すべき。

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装②

具体策

- AIの社会実装・利活用促進に向けた優遇制度（続き）＜法人税＞
 - 人手不足が顕著な分野（例えば観光分野等）においてAIを導入した際、その導入に要した費用の一部又は全額を税額控除する「AI利活用促進税制」を創設すべき。
 - AIスキルの習得やAIリテラシー向上を目的として支出する教育費用や、中小企業等がAI導入を目的として支出する外部へのコンサルティング費用を税額控除の対象とすべき。
- 「専ら」要件の撤廃とデータ関連サービスに係る税制適用明確化＜法人税＞
 - DevOps（開発と運用の密な連携によるソフトウェア開発手法）という言葉に代表されるように、情報通信産業では開発と運用が密接で境目があいまい。「専ら」要件創設時に想定されていた、製造業における独立した研究所での研究開発と、情報通信産業の研究開発では実態が異なる。企業は人手不足であり、研究者は研究開発に加えサービス運用にも取り組む必要がある。**「専ら」要件を撤廃しつつ、試験研究の業務を特定し、従事した人件費を人・工（にんく）で抽出・区分計上すること等により試験研究費と認めるべき**
 - データ関連のサービス開発において、既に運用されているサービスから得られるデータを基にするケース等を踏まえ、データ収集・生成等に係る費用の税制適用事例の拡充や個別の照会対応などを実施すべき。
- 人材育成・確保に向けた優遇制度のさらなる拡充＜法人税＞
 - 2026年度改正で高度研究人材（博士号取得者等）の活用拡充が図られたが、さらに踏み込み、修士号・博士号を取得したAI人材や研究開発人材に対する一定期間における給与の全額を、赤字繰延特例も含めて税額控除の対象とすべき。また、外国人材をAI開発やその他の研究開発に従事させる場合、一定期間における給与の全額を税額控除すべき。

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装③

具体策

- イノベーション拠点税制の抜本的拡充 <法人税>
 - イノベーション拠点税制の利活用をより促進するため、制度の対象となる知財由来の所得の範囲を拡大すべき。現行の対象所得（特許権等の譲渡所得・ライセンス所得）だけでなく、**「対象知的財産を組み込んだ製品の売却から得られた利益」等も対象に加える方向で抜本的な見直し**を図り、イノベーション拠点としての魅力を高めるべき
- **還付付き税額控除制度の創設** <法人税>
 - 2026年度改正において戦略技術領域型等で3年間の繰越控除が創設されたが、さらなる投資促進のため、OECDのモデルルールを参考に、赤字決算が一定期間継続した場合、試験研究費の税額控除分の現金等による還付も可能とする※
※OECDのBEPSの第二の柱に関するモデルルールによれば、4年以内に税金から控除ができない場合、現金または現金同等物を還付するような制度設計（Refundable tax credit）が提案されている（OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project"Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)",2021年12月）。
- 欠損金控除上限の撤廃と欠損金繰り戻し還付制度の全法人適用 <法人税>
 - 企業の挑戦とイノベーションを強力に支援するため、欠損金の繰越控除における所得控除上限を撤廃し、全法人で100%の控除を認める。
 - 企業の資金繰り安定化と投資促進のため、欠損金繰り戻し還付制度を、資本金の額にかかわらず、青色申告書を提出するすべての法人が利用できるようにする。
- 制度の恒久化と保守的な税務実務の改革
 - 日本の研究開発投資のさらなる拡大に向け、研究開発税制を恒久化する。また、税務処理の妥当性を積極的に当局と協議する米国に比し、日本企業は否認リスクを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討する

事業承継税制（特例措置）の改善・延長

趣旨

- 中小企業は、我が国経済の足腰を支え、地域社会の成長と安定の要である。**経営者が若返りした法人は、新規事業やDX等への投資意欲が高く**、生産性を大きく向上させる傾向にあるため、**事業承継を単なる「企業の延命・世代交代」で終わらせず、「稼ぐ力の強化（賃上げ・成長投資）」による自己変革のトリガーとすることが時代的要請である。**
- 2027年末に適用期限を迎える**事業承継税制の特例措置**は、株式継続保有等の**硬直的な要件**が存在し、このことが事業承継後も経営を縛る足枷となる懸念がある。さらに、要件を満たせず**猶予が取り消された**際の、利子税を含む**一括納税の恐怖**が後継者の防衛心理を生む懸念もある。結果として、本来成長に向かうべき**手元資金が過度な節税対策へ流出**したり、**積極的な投資や賃上げが阻害**されている可能性が高い。こうした中、取引相場のない株式に関して、評価額の上昇を惹起するような見直しが行われれば、事業承継時の税負担はより重くなり、ますます後継者の防衛心理を高めるおそれがあるほか、承継自体を諦めるケースが発生する可能性もある。

具体策

上記の課題解決に向け、**特例措置を延長・恒久化し、評価軸の転換・納税不安の払拭・手続のデジタル化**を通じて、**成長投資を促進する制度へと刷新**する。＜贈与税、相続税＞

①**評価軸の転換と事業再編の許容**：従来の雇用人数のみに着目した評価から、**持続的な賃上げや設備・IT投資額等の客観的な成長指標での評価へ転換**する。併せて、**株式譲渡による事業再編等を行っても猶予を取り消さない**よう要件を柔軟化する。

②**一括納税リスクからの解放と早期免除**：猶予取消時の納税資金原資の不安を取り除くため、**猶予全期間中の利子税免除や分割納付を容認**する。さらに、**賃上げや設備投資など地域経済の好循環に資する取組を実施した企業には、猶予を早期に免除へ切り替える仕組み**を創設する。

③**手続きのデジタル化（成長トラッキングの実現）**：提出資料が多く煩雑な定期報告を見直し、会計ソフトや給与ソフト等に保存されている**デジタルデータを活用**して、**賃上げや投資の実績を客観的かつ簡便に行政へ報告**できる仕組みを導入する。

企業グループの柔軟な再編を阻害しない法人課税体系①

- **法人税**には、企業グループ全体で損益通算して税額を計算した上で、個別法人単位で税務申告・納税を行う「**グループ通算制度**」（適用は選択制）が導入されている。
- この制度は、本来**グループ全体の組織形態に中立的な税制**とすることで、**企業グループの戦略的再編**を促し、国際競争力を高めようとするものであったが、日本の場合、
 - ① **対象が100%の支配関係にある法人のみ**に限られている
 - ② **地方の法人課税**（法人住民税（法人税割）、法人事業税（所得割））については**グループ通算制度の対象外**

といった制約があることから、**企業グループの柔軟な再編の阻害要因**となり※、日本企業の国際競争力強化に当たって課題となり得る。また、このほか、国税と地方税で繰越欠損金額が大きく変わる原因となる、税効果の計算が国税と地方税で別々となる等、**事務の複雑化につながる要因**ともなる。

※例えば、先端AIの開発にあたり、豊富なデータを有する企業と先端技術を有する企業との間で戦略的パートナーシップ・JVの設立等が考えられるが、税務上の制約からこの足を踏む可能性がある。他にも、一部事業のカーブアウトに当たり、カーブアウト後に当面赤字となることが見込まれる段階では、特に地方税において企業グループ全体の税務メリットが喪失することが阻害要因となる可能性がある。

- 株式交付制度を利用した株式対価M&Aで、対価の20%までであれば株式ではなく金銭を活用しても、対象会社株主が株式譲渡益の課税繰り延べを受けられるが、20%を超える現金ニーズも相応にある
- グループ内再編において、最終的な再編後の姿が同じ場合であっても、再編の具体的な手法（会社分割、株式交換、株式移転）により税制適格要件を満たすか否かが異なる場合がある
- なお、産業構造の変化に伴って事業ポートフォリオの大胆な転換を促す仕組みも必要。

企業グループの柔軟な再編を阻害しない法人課税体系②

具体策

- グループ通算制度の仕組みを以下のように見直す。これにより、状況に応じた企業グループの柔軟な再編を促し、イノベーションの促進、国際競争力の強化に寄与 <法人税、法人住民税、法人事業税>
 - ・ **グループ通算制度の適用対象を80%以上の支配関係のある企業まで拡大**
 - ・ **法人税でグループ通算制度の適用を受けている法人については、地方の法人課税についても同様にグループ全体で損益通算を行った所得を基に税額計算**
- M&Aの対象会社株主が株式譲渡益の課税繰り延べを受けられる条件として、金銭と株式の混合対価のM&Aにおける金銭の20%上限の引き上げ <法人税>
- 再編の具体的な手法に応じ、税制適格の対象を拡大する方向でそれぞれの整合性を検討すべき <法人税>
- 組織再編を行うにあたっての事業売却益に対する税制上の優遇措置を検討すべき <法人税>

地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制①

- 現状、**地方税の税目・税率**が法律で具体的に定められており、地方の**自由度は乏しい**（※）ため、**財政構造の硬直化**の一因に

※地方税は、地方税法で税目が定められるとともに、税率が一律に又は一定の幅を持って定められている税目が基本となっており、こうした制限がない税目は限定的。また、地方税法に定めのない税目については、新設に当たり国への協議等が必要

- **地方自治体間の改革競争**を促し、**頑張った地方自治体が報われる社会を実現**。2026年度税制改正において、高額所得者を対象に、**ふるさと納税によって受けられる住民税の特例控除額に上限**が設けられたが、これは、**ふるさと納税を通じて民間資金を地方自治体の独自財源として還流する道を狭め、地方自治体間の健全な改革競争を阻害**するおそれがあるほか、**当該上限額を超えた寄附を行うインセンティブを著しく低下**させ、「民」による自主的な社会貢献の機運を削ぐもの
- **地方創生・二拠点居住の推進**や災害対応時の住居等の観点から、**移動型施設（トレーラーハウス等）が重要**だが、**トレーラーハウス、コンテナハウスの税制上の取扱いがバラバラ**となっている、**法定耐用年数が長すぎる**といった問題があり、**普及の足かせ**となっている。
- 建設業における建設重機等由来の温室効果ガスの排出削減に向けては、バイオ燃料である軽油代替燃料（FAME、HVO）の活用等が必要だが、これらは依然として非常に高価。建設業における競争力を維持・強化しつつ、GXを促進するためにも、建設重機で使用する軽油代替燃料に関し、**軽油代替燃料単体で使用する場合と軽油と混合して使用する場合の税制上の違いを是正すべき**。

地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制②

具体策

- 法人税、所得税の課税権を一部地方へ委譲、**地方がより自由に税目・税率を決定できるよう地方税法を見直す等**、国税と地方税の基本的な構造の見直しを検討
- **ふるさと納税制度は**、地方自治体が自ら財源を集め、地域振興を図るための重要な手段。特例控除額の上限設定も含め、**制度に対する過度の制限には強く反対。**＜所得税＞
- **企業版ふるさと納税制度**についても、地方自治体と民間企業が連携して地域振興を図る上で重要であり、**制度を恒久化**させると同時に、**より使いやすくする制度見直し**（寄附額上限の撤廃、本社所在地への寄附を可能とする、寄附を行う企業への経済的リターンの禁止について対象をいたずらに拡大解釈しない 等）を行う＜法人税＞
- トレーラーハウスの税制上の位置付けに係る運用・当てはめが地域ごとにバラバラとならないよう、国としての統一見解を示す。また、同時に、コンテナハウスについて、二拠点居住の促進に資する場合等一定の場合には、法定耐用年数を短縮化＜自動車税、固定資産税＞
- 建設重機で使用する軽油代替燃料と軽油との混合燃料に関し、当該混合燃料が地方税法の軽油の定義に該当する場合であっても、軽油代替燃料部分の軽油引取税は課税対象外とすべき（p61参照）＜地方税＞

海外から国内（地方）への投資誘導①

趣旨

- 日本企業は、これまで国内で得た利益の多くを**海外に投資**してきた（さらに、海外投資から得られる収益の多くは日本に還流せず、海外に再投資）。その一方で、**国内とりわけ地方への投資は十分に進まなかった状況**。これがここ**近年の過度な円安**につながると同時に、**地方の衰退・国内供給力低下の大きな原因**に
- 前述（p16）のとおり、**地方自治体間の改革競争**を促すこと（**パイの分配を巡る競争**）が必要だが、これと同時に、**国全体として海外への投資を国内、とりわけ地方に誘導**していくこと（**パイ全体の拡大**）も必要
- 政府の**地域未来戦略**では、産業競争力の強化や国内供給力の確保等の観点から**戦略17分野を中心とした産業クラスター**を各地域に構築していく方針が示されているが、**この動きを後押し**すると同時に、**過度な円安是正**の観点から、税制により海外投資を国内（特に地方）に振り向ける後押しをすることが重要
- また、こうして形成された**地方拠点が効果的に機能**するよう、同時に**当該地域への移住**を強力に**後押し**することも必要

海外から国内（地方）への投資誘導②

具体策

- **海外資産を売却**し、当該売却額を**国内投資に充てた場合**、資産の**売却益相当額を非課税**とする（海外から国内（地方）へ投資を誘導する最初の起爆剤と位置づけ、比較的短期間の時限措置を想定）＜法人税＞
- **上記の国内投資**が東京23区以外の**地方拠点への本社機能立地に充てられる場合**、現行の**地方拠点強化税制（移転型）**を更に拡充した**税制上の恩典**を適用（拡充分：国の減収補填措置の**減税率上限引上げ、減税期間の延長、対象税目の追加**）（p65参照）＜固定資産税、法人事業税、法人住民税＞
- **上記の税制上の恩典の対象となる地方自治体**において、同時に**個人の地方移住応援税制**（地方自治体が**地方移住者を対象**に不動産取得税、固定資産税等の**減免をした場合の減収補填措置**及びこれと**連動した所得税控除の拡大**）を適用可能とする（p66参照）＜不動産取得税、固定資産税、住民税、所得税＞

Chapter 02

スタートアップ支援 / 生産性向上

スタートアップ支援に資する制度改善①

- 研究開発型スタートアップ（SU）はIPOまでの年数が長期化し、**IPOまでの年数は10年を超えるケースが過半**。また、東証グロース市場の上場維持基準が引き上げられることが決まったなか、**上場前のミドル・レイター企業へのリスクマネー供給が重要な政策課題**になってきている。
- SUの成長には事業会社とのオープンイノベーション（OI）が重要。OI促進税制の新規出資型においては、出資後毎年行われる継続審査で確認されるOI要件について、予見可能性が低く、少しでも計画通りでないと判断されれば所得控除分を返金（益金算入）する必要がある。M&A型でも成長要件を満たさないと所得控除分の一括取戻しとなり、どちらも出資企業側に慎重な判断を求める内容となっている。また、J-Kiss型新株予約権の行使が同税制の適用対象外となっている。
- 現金保有の限定的なSUにとって、ストックオプション（SO）は高度人材を獲得するための重要な手段。税制適格要件を柔軟に見直していくことが次世代のSUの育成につながる。また、M&Aが重要な出口戦略の一つとなるなか、M&AでSUが買収や合併されると、SOの法的な権利や税制適格要件が失われたり、権利はあっても事実上行使できない制約が出てきたりすることが起こりうる。このほか、RS、RSU等の現物株式を報酬として受け取る者は、権利確定時には給与所得として課税され、株式売却時には譲渡所得として課税されるため、メリットが感じられにくい。
- GX促進のためには企業等が**スタートアップの有する新たな技術の採用を促す仕組みが不可欠**。

スタートアップ支援に資する制度改善②

【エンジェル税制】 <所得税>

- エンジェル税制の投資対象となる企業の設立年数が10年未満や5年未満となっているところ、**15年未満まで引き上げる**べき。また、黒字化後の成長資金ニーズに応えるため、シード・プレシード特例においても「黒字企業」への適用を認めること。また「試験研究費等の割合」の要件を10%に緩和すること。
- 有償新株予約権への投資もエンジェル税制の対象だが、税制適用の時期を個人投資家が権利行使によって株式に転換した時ではなく、新株予約権を取得した時に変更すべき
- 課税繰延から非課税への転換をすべき。現行の課税繰延措置を改め、一定期間（3～5年等）の保有継続を条件に、当該株式の譲渡益を「全額非課税」とする特例を創設する。
- 上場株式におけるNISAのような「貯蓄から投資へ」の流れを未上場市場でも形成するため、未上場株式の譲渡益を再投資に充てる場合（セカンダリー取引においても）優遇措置を拡充する。
- 都道府県による審査が長期化し、確認書の交付が確定申告期限に間に合わない問題が発生しているため、認定ECF（株式投資型クラウドファンディング）と同様に、証券会社が仲介するJ-Shipsや株主コミュニティ等の私募制度にも証券会社による確認機能を付与し、それに伴い、都道府県による審査を簡素化する。

スタートアップ支援に資する制度改善③

【オープンイノベーション促進税制】 <法人税>

- **同税制の所得控除割合を25%から50%に引き上げて恒久化するとともに、継続審査を簡素化する。**
- 新規出資型においては所得控除分の一括取戻しとなるオープンイノベーション要件を緩和し、**継続審査で極力出資者・スタートアップ企業側に負担のない仕組みを検討**する。1000万円以上となっている中小企業向け出資の下限額を引き下げる。
- M&A（発行済株式の取得）型における「5年間の継続保有要件」を短縮する。産業構造の変化が激しい現代において、機動的な事業ポートフォリオの再編を阻害せず、企業のM&A投資をより柔軟に実行可能とする環境を整備すべき。
- J-Kiss型新株予約権の取得時に一定の金銭を払い込んでいれば、権利行使時の払い込みが少額であっても、同税制の適用を可能とするよう検討

【ストックオプション税制・RS/RSU等】 <所得税>

- 現状最大3600万円となっている権利行使限度額を撤廃する。
- M&A契約等に基づき強制的に行われるSOの買い取り（みなし譲渡）に際しては、総合課税ではなく譲渡所得として分離課税を適用すべき。
- 役員・従業員が現物株式で報酬を受け取る場合に、**権利確定時には給与所得として認識せず、株式売却時に譲渡所得としてのみ課税する特例措置**（企業ごとの選択制）を講じるべき。

【GX関係】

- スタートアップが生み出すGX技術の社会実装段階において、**当該技術を採用した企業に対して税額控除を認めるなど、GX関連スタートアップに対する支援措置**を講じるべき <法人税>

企業からの教育投資を促す税制の拡充

趣旨

- 社会全体の生産性の向上に向け、問題解決・社会実装力を兼ね備えるための**アントレプレナーシップ教育が学校において広く実践されることや、ハイレベルのスキルを有する人材の育成を進めることが必要**。このためには民間企業が教育に積極的に関与できる体制を構築することが重要
- 政府は**大学において産学が連携し学位授与を行う教育プログラムである「契約学科」の設置を進めており**、先端技術の研究開発や実用化を担う人材の育成の強化に向け、契約学科の設置に協力する民間企業を支援していく必要がある。
- さらに、企業からの継続的な教育投資を促すには、企業・社員が**リスキリングに取り組みやすく、また、企業が学校教育に関与しやすい税制とする必要**がある

具体策

- **企業が地元の学校における教育活動へ参画**し、アントレプレナーシップ教育等を通じた地域人材の育成、DX等を通じた学校運営の課題解決等に貢献する活動を行った場合、当該企業が支出した活動に係る費用の一定割合を、**当該企業の法人税額から控除**する〈法人税〉
- 契約学科の運営にあたり、**企業が支出する共同研究費や社員派遣費などの費用につき、その金額を法人税額から控除可能**とする〈法人税〉
- 社会人のリスキリング強化に向けて**リスキリング支援税制を創設し、社員が大学院等で学び直しをする際の費用や大学とのPBL共同プログラムの開発費用**を企業が負担した場合、その金額を**法人税額から控除可能**とする〈法人税〉

国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し①

趣旨

- 日本で「**次世代のGAFAM**」となるイノベーション・カンパニーを生み出し、新産業主導の経済成長を促すには、優秀な人材の海外流出を防ぐとともに海外から多様な人材を集める必要がある。しかし、**世界的な人材獲得競争の中、各国が高度外国人材等に対し税制優遇等の施策をとる一方で、日本は競争に劣後**

※韓国は外国人技術者の勤労所得に対して、10年間に及ぶ50%の所得税減免措置等を導入。また、大統領令で定める特定分野（素材、部品、装備関連）は最初の3年間は70%、その後2年間は50%の所得税減免措置（後者については、2022年以前に雇用が始まった者のみ）。これらに加えて、外国人労働者は19%の単一税率（フラットタックス）を選択できる制度（適用期間：20年）も存在

※台湾は外国特定専門人材の給与所得が300万台湾ドル（約1,450万円）を超過した場合、当該超過分の半額を5年間個人所得税の課税総額から控除

- **外国人材の労働環境・生活環境を改善し、企業への定着、各企業内における日本人職員との共生や各地域における共生を推進する必要**。外国人（および日本人）の共生のため支出した費用負担を軽減し、共生の取組みを支援すべき

具体策

- 高度外国人材を呼び込むためには、**そもそも所得税の税率自体の引下げ、累進性の緩和が必要**（再掲）＜所得税＞
- これに加え、**高度人材を対象とした在留資格（高度専門職など）を有する外国人については、海外の所得税率や優遇措置の水準を踏まえ、一定の期間、大幅に所得税の減免措置を導入**＜所得税＞

国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し②

具体策

- **外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組**（以下のような取組）を行っている企業を認定し、法人税の優遇措置（p69～70参照）＜法人税＞
 - 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施

※地方の企業に対し優遇措置を強化することで、地方への外国人材誘導も可能となる
- 個人が自ら**外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用**（言語習得費用等）について、所得税の特定支出控除の対象に（p71参照）＜所得税＞

社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し

趣旨

- 日本に山積する社会課題を解決していく上で、革新的な技術・サービスで社会課題に挑戦する「**社会的企業**」の育成・支援体制の整備が重要
- 個人から社会的企業への資金の流れには「**インパクト投資**」や「**寄附**」等があるが、いずれも税制優遇などのインセンティブを強化することで、**社会的課題解決に向けた新たな資金の流れをより太くすることが可能**となる

具体策

- **高い社会的インパクトを生み出す事業**について、一定の基準により当該**事業を認証する制度**を整備。当該認証を受けた事業について、**税制上のメリットを検討**する〈法人税〉
- **エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設**し、スタートアップ企業の上記**認証を受けた事業への投資**について、優遇措置を拡充（プレシード・シード特例と同様の実質非課税化等）〈所得税〉
- **寄附税制について、繰越控除を可能とする**（米仏独では繰越控除が可能）〈所得税〉
- いわゆる**ミニマムタックス税制における課税所得の算出**に当たり、**寄附税制の対象額相当部分**を課税所得から**控除**〈所得税〉 【再掲】

税会一致の徹底による企業財務の生産性向上

趣旨

- リース会計基準の改正により、オペレーティングリース取引の会計処理がファイナンスリース取引と同様に資産・負債両建ての処理となる。一方、税務上は賃貸借取引の扱いのままであり、確実に税務調整が発生するため、金額の集計処理が煩雑となっている。
- SaaS等、クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアと、ライセンス販売を通じてサービス提供を行うソフトウェアは、どちらも第三者に販売することで収益を得ているが、その制作費について、前者は「自社利用」、後者は「市場販売目的」と区分される。どちらも第三者から収益を得る目的であるにもかかわらず、契約形態・販売方法が異なることで、会計・税務上の区分も異なるため、会計・税務事務が複雑化している。

具体策

- 税会一致の観点から、オペレーティングリース取引の会計基準の変更に税務処理もあわせるよう、法人税法の改正をすべき<法人税>
- **ソフトウェア制作費について、自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分を見直したうえで、税会一致の観点から、会計上費用となっているものは損金算入可能とすべき。**
(p72参照) <法人税>
 - 市場販売目的のソフトウェアを、「第三者から収益を得る目的で開発されたソフトウェア」、自社利用目的のソフトウェアを、「業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア」と区分例をシンプルにする
 - 「自社利用ソフトウェアのうち将来の収益獲得又は費用削減につながるか不明なもの」や、「リリース後のアップデート」をする場合のうち、「著しい改良を伴うもの」の税務処理は資産ではなく損金とする

中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備①

- 中小企業の経営力強化には、帳簿や取引エビデンスの「保存」や「申告」の電子化に留まらず、銀行APIやデジタルインボイス等を活用した、受発注から仕訳の作成まで手入力を介さないシームレスな「デジタル記帳」により、経営実態を簡単・タイムリーに把握することが肝要である。
- 現状では、事業者がデジタル記帳等に利用できる各種支援制度は存在するものの、**専門家の関与が少ない中小企業が利用するには、申請や効果報告等の手続きが煩雑**である。中小企業が直感的に利用できる、よりシンプルで使いやすい税制上の仕組みがあれば、中小企業を含む社会全体で、税を起点にしたDX推進の加速が期待できる。
- 2026年度税制改正では、個人事業主の記帳水準の向上を目指した青色申告特別控除が上乗せ（最大75万円）された（2027年分以降）。この法人版として、**収支やコストのリアルタイムな可視化を通じ、適切な値上げ交渉の実現、資金繰りリスクの回避、デジタル化が進むサプライチェーンにおける取引継続リスクの解消**を促し、法人のさらなる記帳水準の向上とDXによる生産性向上を後押しする大胆なインセンティブ付けが必要である。
- デジタルシームレスの普及促進においては、法人・個人事業主を問わず、銀行口座のデータ連携だけでなく、日々の決済の基盤であるクレジットカードの利用明細についても、API等を活用した人手を介さない直接連携データへと対象を拡大し、**小規模事業者でも取り組みやすい「自社で完結するデジタル化」のハードルを下げる**ことが有効である。
- **税に関する異動事項（本店移転、役員変更等）**は、国や特定の納税先地方自治体に届け出ても、他の納税先（国や他の納税先地方自治体）にはそのまま反映されず、**国・納税先地方自治体ごとに個別に届け出る必要があるため、納税先が多数に及ぶ場合、事務手続きが極めて煩雑**となる。届出の**電子化**は、国税（e-Tax）については実現しているが、**地方税（eLTAX）については届出の様式等が統一されておらず、eLTAX非対応の部分も存在**

中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備②

具体策

- **法人向けデジタル化インセンティブの新設**：銀行API連携やデジタルインボイス等による自動仕訳、優良電子帳簿を活用して経営データを可視化する中小法人に対し、**税額控除と特別償却の選択適用等の税制上のメリットを新設**する。法人税額控除はe-Tax上のレ点チェック等で適用可能なシンプルな制度設計とし、制度の広い普及を狙う。あわせて、個人事業主の青色申告制度と同様に紙からデジタルへの移行を後押しする。＜法人税＞
- **デジタルシームレス対象データの拡大**：制度の定着のため、銀行APIに加えクレジットカード利用明細のAPI連携も対象へ拡大する（※クレカ明細によるインボイス保存代替ではなく、仕訳自動化のデータトリガーとしての活用）。＜法人税・所得税＞
- **税に関する異動事項（本店移転、役員変更等）を届け出た場合、他の納税先（国や他の納税先地方自治体）への自動連携を可能とし、届出のワンストップ化を図るとともに、すべての地方自治体で電子的届出を標準化すべき**

デジタルシームレス実現に向けたインボイスの活用

趣旨

- OECD「税務行政3.0」(2020)は、税務当局やデジタルプラットフォーム等民間が協力することで、リアルタイムで課税関係を確定でき、納税プロセスを透明性や信頼性の高いものにできると指摘。**日本政府も統一規格のデータやソフト間のAPI連携が普及し多くの事業者がデータ連携を行う「デジタルシームレスの構築」を中長期的な取り組み課題としている。**
- **デジタルシームレス実現に向け、インボイスを活用し、さらなる社会のDX化、経済全体の効率化を目指すべき。**JP PINTに基づくデジタルインボイスを導入すれば、請求書類の作成から取引先との送受信までオンライン完結でき、社会全体として請求業務の効率化が図られるうえ、支払サイクルの早期化や正確性向上が期待できる。
- 一方で、仕入等の取引先とのやりとりとは異なり、従業員の立替経費精算では、POSレジ・クレジットカード等のデータ連携において税率や適格請求書発行事業者番号等の項目が連携できないため、現状では、基本的に**レシート等のインボイスの保存が必要となる。**従業員が現金や私用のクレジットカード等を用いて出張旅費を立替経費精算する場合には、出張旅費等特例として、社会通念の範囲内でインボイス保存が不要で仕入税額控除が可能とされているが、**従業員が法人カードでキャッシュレス決済をした場合には、会社間取引となるため特例が適用されずインボイス保存が必要であり、経理業務が煩雑になっている。**

具体策

- **社会全体でデジタルインボイスが定着するように政府が率先すべき。**具体的には、政府は、「●年までに公共調達においてデジタルインボイスで受け取る」といったデジタルインボイス普及のためのロードマップを示すべき。
- 消費税に係る不正行為防止に留意しながら、企業の経理業務の事務負担を減らすため、キャッシュレス明細等の決済データが保存されていることを前提に、従業員の決済手法（私用クレジットカードなのか、法人カードなのか等）に関わらず、例えば企業が内部統制上も許容できる「1万円未満」等の一定の金額の範囲内において、**法人カードによる支払も出張旅費等特例の対象とするべき。**

Chapter 03

経済情勢の変化に対応した 税制のアップデート



インフレに伴う各種閾値・範囲の見直し①

趣旨

- インフレ経済となる一方、各種税制の閾値や対象範囲が長年据え置かれているため、**事実上の増税になっているケース**があり、インフレに応じて各種税制の閾値等を見直すべきである。
- 所得税の源泉徴収は、対象となる範囲が職業等に即して限定列挙されているが、産業構造の変化に伴い新たに出現した職業等（例：YouTuber）がカバーされていないため、企業の担当者が判断に迷う事例が生じている。

具体策

- ① 中小法人が支出した交際費は定額控除限度額（800万円）まで全額を損金算入することが可能となっている。また1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く）については1万円以下であれば全額損金参入可能となっている。しかし、インフレ下においてはすぐ消化してしまうとの声が強い。交際費は事業活動を行ううえで不可欠な経費であり、インフレによる政策効果の抑制を防ぐため、適用期限の恒久化をするとともに、**全額損金算入可能な定額控除限度額や1人当たり飲食費（社内飲食費を除く）の大幅な引き上げをすべき**＜法人税＞
- ② 少額減価償却資産の本則の基準額を引き上げるべき＜法人税＞
- ③ **課税しない経済的利益の閾値引上げ等**＜所得税＞
- 企業から役職員への一定の現物支給等については、給与所得として課税されない閾値が長年据え置かれている。2026年度税制改正では役職員に支給する食事代が給与として課税されない金額が1か月あたり3,500円以下（税抜）から7,500円以下（税抜）に引き上げられたが、そのほかにも閾値の引上げや、明確化が必要なものがある。昨今の価格水準を反映するとともに、現物支給を含めた賃上げの確保の観点から、役員のみを対象としない全従業員への公平な提供を条件に、閾値の大幅な引上げ、明確化をすべき

インフレに伴う各種閾値・範囲の見直し②

④報酬等の支払いを受ける者が個人の場合の源泉徴収対象範囲の明確化<所得税>

源泉徴収の対象については、原稿料・講演料等、弁護士・公認会計士・司法書士等資格保有者に支払う報酬、プロ野球選手やモデルに支払う報酬など、8項目が限定列挙されているが、YouTuberへの報酬など、判断に迷う事例が出てきており、源泉徴収の対象の明確化をすべき

⑤住宅ローン控除の控除率適正化と金利変動への対応等

長らく続いた低金利時代を前提とした現行の住宅ローン控除率（1%→0.7%）について、昨今の金利上昇局面において、その実質的な負担軽減効果が著しく低下し、それを通じた個人の住居確保の政策効果が抑制されている。

よって控除税率を少なくとも1%へ引き上げたうえで、将来的な金利変動リスクに柔軟に対応するため、日銀の政策金利に一定程度連動させる仕組みの導入をすべき。併せて、住宅ローン控除の所得制限の閾値についても、インフレを考慮した設定にすべき。

⑥相続税基礎控除額の抜本的引上げ

デフレ経済下で設定された現行の相続税基礎控除額は、昨今の物価上昇・不動産価格高騰により、一般的な資産であっても課税対象となり、納税資金確保のための資産売却を余儀なくされるケースも増えている。国際的に見ても、日本の相続税負担は重い水準。

現在の相続税基礎控除額「3000万円＋600万円×法定相続人数」が設定されたのは2015年1月以降であり、それ以降の経済情勢に合わせて**基礎控除額を抜本的に引き上げる**べき。

越境経済への適応①（法人税）

趣旨

- **海外デジタルプラットフォーム**については、日本法人から海外親会社等へ知的財産権等使用料支払等の形で収益移転することで、**日本における税負担を意図的に減少させているとの指摘**がある。しかし、これらの中には合同会社形態を取っている法人も多く、**納税状況を含め、外部から実態を窺い知ることが困難**。また、こうした課題に対処するため、国際的に**BEPS2.0**（いわゆる「二本の柱」）の取組が進められているが、**完全実施に必要となる多国間条約が発効しておらず、道半ば**の状況
- 日本国内でグループ通算制度の適用を受けている場合において、企業グループ内の**通算税効果額（損益通算等相当額）**は、BEPS2.0の「第二の柱」のうち所得合算ルール（IIR）の適用に当たり、**対象租税額の対象外となり軽課税国にある子会社等の実効税率計算に当たって考慮されない**。この結果、当該子会社等に係る追加課税が生じ、事実上**二重課税**の状態となっている
- BEPS2.0の「第二の柱」（**グローバルミニマム課税制度**）と**CFC税制**（外国子会社合算制度）は、**互いに趣旨・機能が重複する面**あり。これらの制度間の調整やCFC税制の簡素化も図られているものの、双方の重複適用を受ける法人については、依然として事務手続が相当煩雑で負担となっている

越境経済への適応①（法人税）

具体策

- 政府において、「**理論的に徴収されるはずの課税額**」と「**実際の課税額**」の差額（**タックスギャップ**）を推計・公表の上、一定の海外デジタルプラットフォーム等に対し決算と法人税納税状況の公表を義務付ける等、対応を検討
- **BEPS2.0の完全実施**に必要となる**多国間条約の発効、国内法令の整備**に向け、**実務的な課題に配慮しつつ着実に取組**を実施
- グループ通算制度の適用を受けた場合における**企業グループ内の通算税効果額**を、**BEPS2.0の「第二の柱」のうち所得合算ルール（IIR）の適用に当たり、対象租税額に含めることにより軽課税国にある子会社等の被配分当期対象租税額の対象とし、二重課税排除の措置を手当する**
- **グローバルミニマム課税とCFC課税の重複適用の課題**について、CFC課税制度に係る事務負担の抜本的な軽減は困難と考えられることから、**グローバルミニマム課税の適用対象となる法人についてはCFC課税の適用対象から外す方向で検討すべき**

越境経済への適応②（所得税、消費税）

趣旨

- **所得税** ➤ 国内事業者による**海外子法人のIT開発業務委託に関する支払い**について、**租税条約上、「技術上の役務に対する料金」と位置付け**られている国がある（インド等）。結果として、国内事業者による源泉徴収支払と日本の税務署から海外子法人への税金還付が発生しており、**事務手続が各関係者の負担**となっている。また、日本と租税条約の締結がない国もあり、そうした国に日本企業が進出した場合、所得税等の二重課税の解消・調整が煩雑化する可能性がある
 - 場所にとらわれない働き方が進む中、優秀な人材の獲得に向け、国内外を問わない人材配置も可能となる中、**海外居住者がリモートで日本法人に勤務する場合、両国で所得税の納税義務が発生する可能性あり**
- **消費税** ➤ **インバウンド観光客の増加**に伴い、観光地を中心に地域住民や各種生活インフラにも負担。こうした負担を**インバウンド観光客にも適切に分担**していただく必要

具体策

- **所得税** ➤ **海外子法人への開発業務委託への課税が「技術上の役務に対する課税」**に位置付けられている国の**租税条約**については、これを**「事業所得に対する課税」**と位置づけ、**源泉徴収や還付に係る事務手続を不要**とすべき。このほか、租税条約のない国との条約締結を進める。
 - **海外居住者が日本法人にリモート勤務する場合の国際課税関係を明確化し、所得税の二重課税を排除**
- **消費税** ➤ **インバウンド観光客に対する消費税免税措置の廃止を含めた見直し**

暗号資産税制

趣旨

- Web3市場が急速に拡大する中、現行規制や税制が足枷となり、有望なWeb3企業が国外流出。**Web3企業の流出が続けば、日本がWeb3市場から取り残される恐れ**
- スタートアップ支援を含むWeb3ビジネス振興の観点からも、**トークンエコノミーの市場形成・発展を促進するための対応を急ぐべき**

具体策

- 所得税一般
 - **暗号資産取引業者を介した場合のみならず、個人間で直接行われた場合であっても、暗号資産の取引から生じる利益について申告分離課税（一律20%）の対象とするとともに、損失について、暗号資産に係る所得金額からの繰越控除を認めるべき**
- 資産課税（相続税）
 - 暗号資産の相続税評価額について、相続開始日の最終価格（時価）のほか、**相続月を含む過去3か月間の月平均時価も含めて最も低い価額とすることを認めるべき**
- 暗号資産同士の交換
 - 暗号資産取引の際に生じる損益への課税については、暗号資産同士を交換する都度のタイミングではなく、**保有する暗号資産を法定通貨に交換する際にまとめて行われるよう見直すべき**
- 寄附税制
 - 暗号資産による贈与（寄付）等について、所得税法第59条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の適用も可能とするなど、**暗号資産による寄附を阻害しない税制**とすべき

多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し①

趣旨

- 働き方が大きく変わっていく中で、**終身雇用を助長したり、労働市場の流動性を阻害したりする制度は個人の働く自由度を損ね、時代遅れ**となっている。
- また、昨今の企業アンケートを踏まえると、企業が賃上げ行動を促される要因の上位に人手不足があり、労働力の流動性の向上こそがマクロ経済の需要創出とデマンドプルインフレをもたらす点を踏まえ、制度を検討していく必要がある。
- 労働市場の流動性をさらに高め、必要とされる人材を市場に送り出していくためには**リスクリングによる能力向上支援が重要**になるが、それに対応する既存制度の実効性を高める必要がある。

具体策

- ①**退職所得課税の見直し**：勤続20年を境に、勤続1年当たりの退職所得課税にかかる控除額が70万円に増額される点は長期勤務へのインセンティブを高め、労働移動の円滑化を阻害しており、見直すべき<所得税>
- ②**「年収の壁」が生じないような配偶者控除等の見直し**：配偶者控除等は「136万円の壁」・「207万円の壁」を生じさせており、**労働供給の制約**となっているため、制度設計を見直すべき<所得税>
- ③**特定支出控除の対象額拡大・利便性向上**：現在、特定支出控除の対象は特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分とされているが、この閾値を引き下げ、特定支出控除の対象となる額を拡大する。また、給与支払者の証明を原則不要とするなど手続きを簡素化する<所得税>

多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し②

①2024年11月にフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されるなど、働き方の多様化が進展する中、個人がフリーランスとして安定的に経営したり業務を受託したりできるよう、税制も変えていくべきである。

②最低賃金が引き上げられるなか、スキマ時間の活用等による副業が増加している。他方、所得税法上の源泉徴収税額の各種閾値が硬直的※で、副業従事者への支払いに係る雇用主の報告等の負担が増大している。負担を軽減することで、副業従事者が働きたくても働けない、という「働く壁」をなくしていくべき

※例えば、源泉徴収税額表のうち、日額表の丙欄の源泉所得税額が発生し始める金額は9300円からだが、これは国税庁サイトから現状確認しうる限り10年以上前から変更されていない

③育児期の役職員には様々な公的保育制度が利用可能となっているが、勤務時間の都合等から、公的保育制度が利用しづらい役職員も一定程度存在（具体例はp79を参照）。そのような役職員を含め利用可能な制度として、こども家庭庁の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業も存在するが、子の年齢制限や利用回数の制限等があるため、企業独自の補助制度を導入している企業も存在。公的保育制度には多額の公的資金が投入されて利用料が大幅に抑えられていたり、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の利用分は所得税非課税となっていたりする一方で、**企業独自の補助制度の利用分については所得税が課税**されることとなるため、**企業独自の補助制度を中心的に使う層は多額の自己負担が発生することとなり、公平性が担保されていない**。加えて、これらの層は企業のマネジメント層とも重なることから、実態上女性活躍との関係でも問題がある。

多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し③

具体策

①**フリーランス（個人事業主）の損失繰越制度を法人並みに**（3年を10年に）＜所得税＞

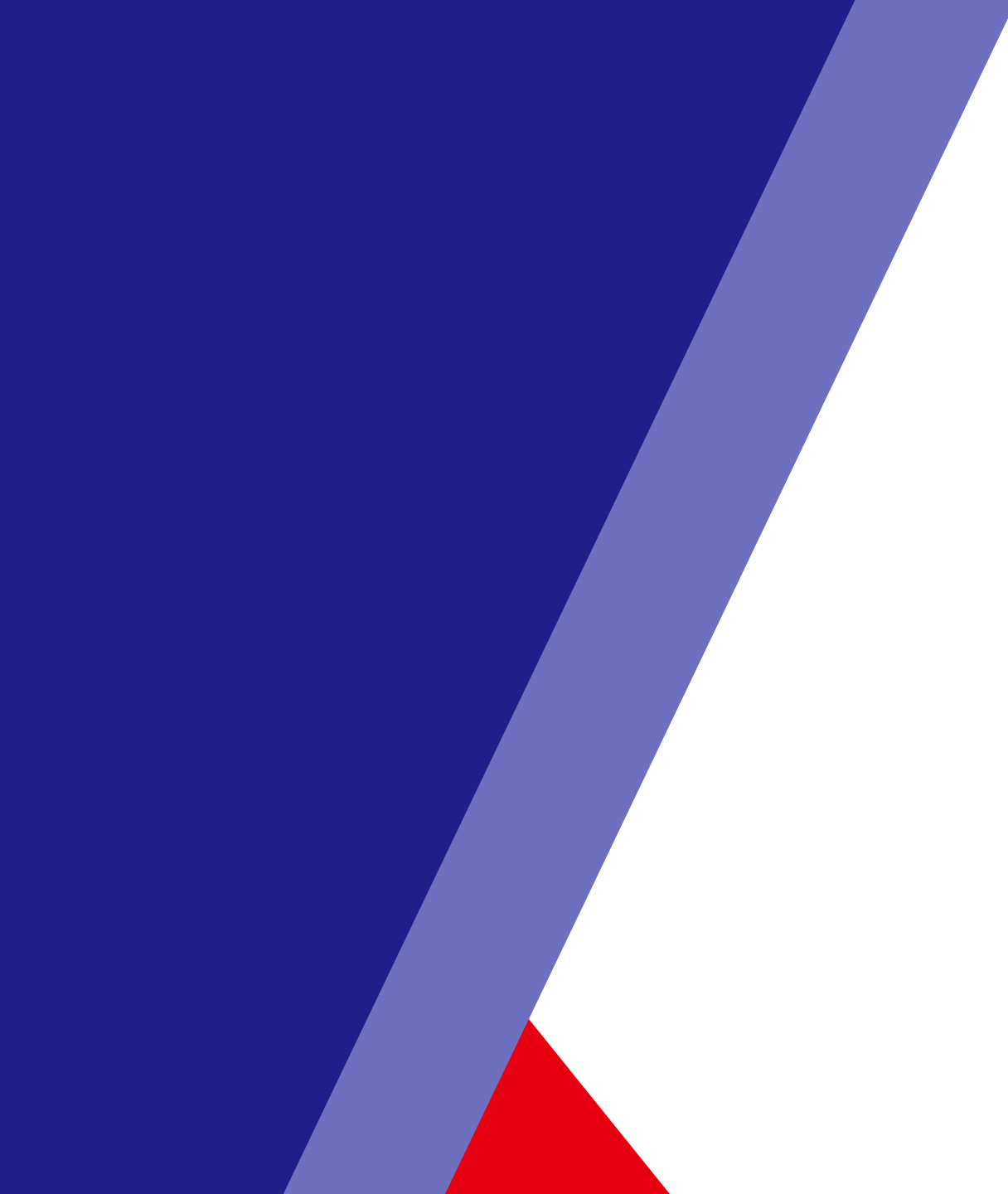
②副業従事者への支払いに係る雇用主の事務負担軽減を図るため、

- ・副業で採用される支払い形態に応じて、源泉徴収税額表において源泉所得税が発生し始める金額の引き上げを行う

- ・副業の支払い形態に応じて非課税となる交通費の上限額を定める等、関係規定の整備をする。具体的には、日雇い募集時に設定した交通費として固定額を支払ったとしてもその限度額未満であれば非課税所得として取り扱いができるようにする

- ・退職者の給与支払報告書等の提出義務が発生する金額も引き上げる ＜所得税＞

③**ベビーシッター利用に対する企業独自の補助分**についても、**ベビーシッター利用者支援事業の利用分と同様に所得税非課税の対象とする**、又はこれと同程度の効果がもたらされるよう、ベビーシッターの利用に対する税控除の措置を講じる＜所得税＞



Appendix

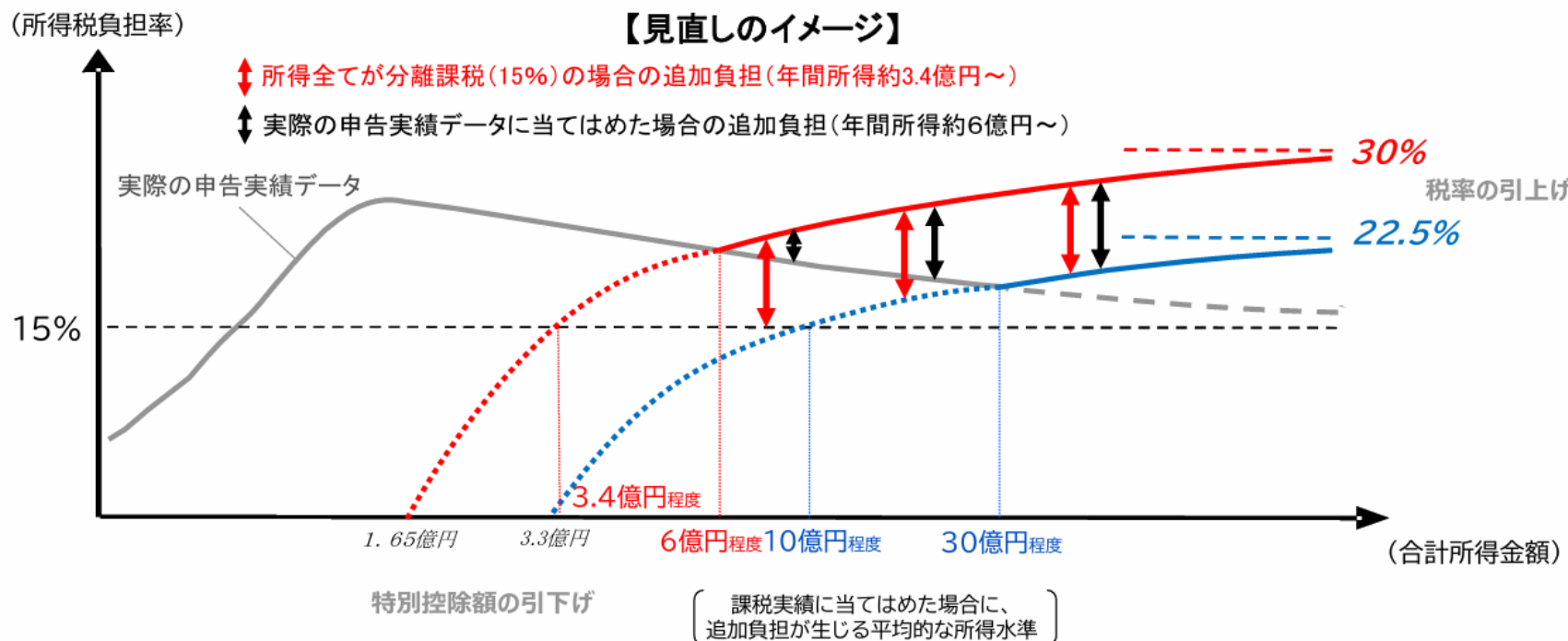


3.4億円超の年間所得で追加納税へ

(p8 ミニмумタックスの撤廃 関係)

- 内容：・年間所得約3.4億円超の場合※、所得税（国税）の負担率30%を上限として追加納税が発生
※2026年までは年間所得10億円超の場合であって、所得税（国税）の負担率は22.5%が上限
・M&Aの自社株式の売却などによる株式譲渡所得の割合が多ければ追加納税負担が高まる
- 背景：「1億円の壁の是正」「税負担の公平性」の観点
- 影響を受ける人：IPOによる売出し、M&Aなど自社株式の売却を行う企業経営者など

現行制度	見直し案
① 通常の所得税額 ② (合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%	① 通常の所得税額 ② (合計所得金額※ - 特別控除額(1.65億円)) × 30%
②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税	②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税
※ 株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。	



2026年度改正のミニмумタックス導入による所得税額の影響

(単位：万円)

所得金額	4億円	5億円	10億円
① 現行 ・10億円までは一律15%、 10億円超は追加負担あり	6000	7500	15080
② 2027年以降 (所得税負担率)	7050 (17.6%)	10050 (20.1%)	25050 (25.1%)
②－①	+1050	+2550	+9980

※ 1 所得全体が15%分離課税の場合。

※ 2 ①が2023年度税制改正による影響（2025年分所得から適用）、②2026年度税制改正による影響（2027年分所得から適用）。

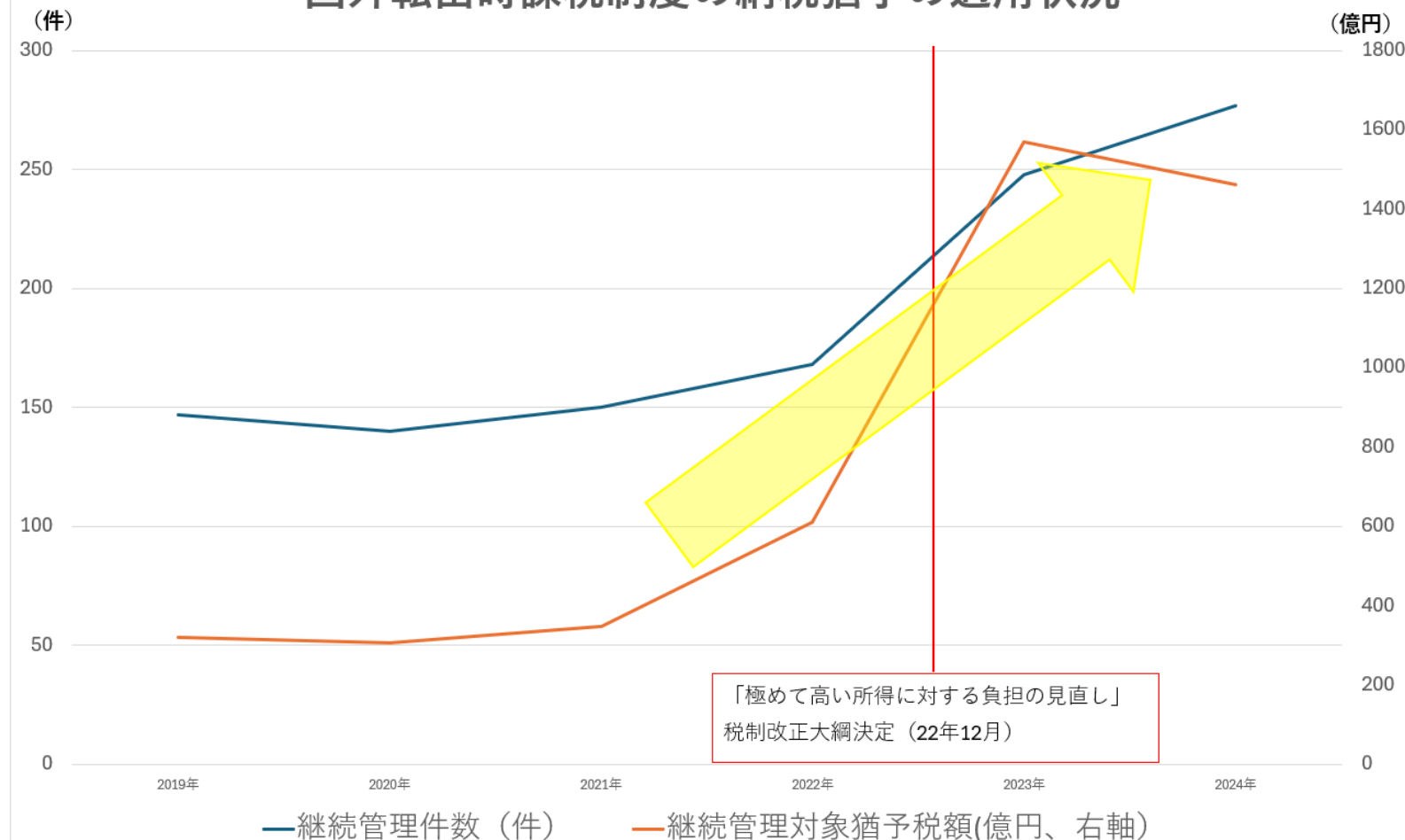
（出所）日本成長戦略会議 スタートアップ政策推進分科会第4回財務省提出資料（5/20）

ミニмумタックスが富裕層の海外流出を後押しした可能性

(p8 ミニмумタックスの撤廃 関係)

- ・ 国外転出時課税制度による納税猶予の適用状況は、金融資産1億円以上保有する層がどれくらい海外転出したかを知る一端となる。
- ・ 2019年に約300億円だった国税庁が継続管理対象とする猶予税額は「極めて高い所得に対する負担の見直し」の決定後の2023年に約5倍の1500億円超となった。

国外転出時課税制度の納税猶予の適用状況



※国外転出時課税制度は、1億円以上の有価証券等を保有する人が海外に転居するときに、対象資産の含み益に所得税を課税する制度。

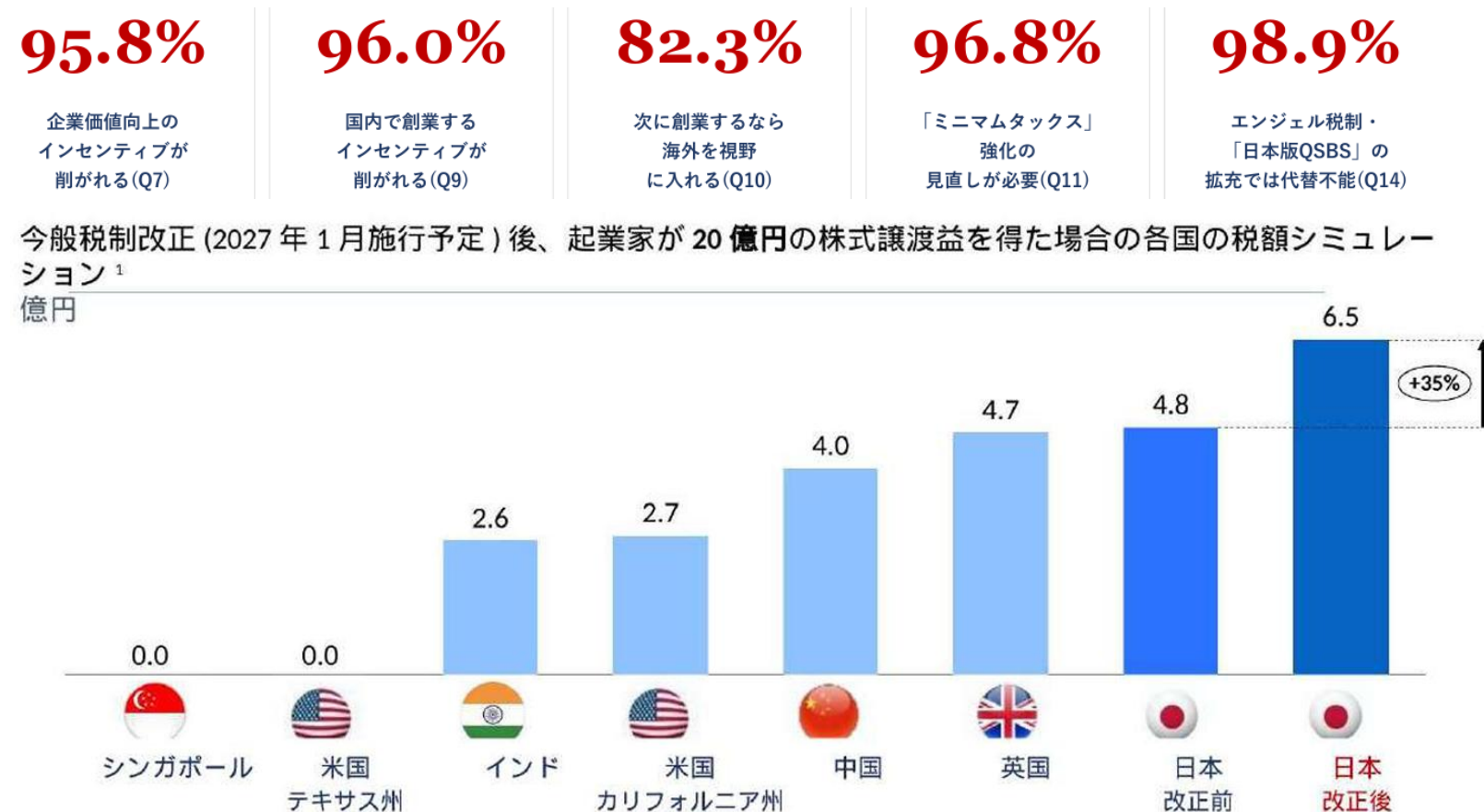
※海外に居住する前に納税管理人の届出をして確定申告の提出や税額相当の担保提供をすれば5年間の納税猶予ができる（延長も可）。

※継続管理とは、前期からの繰越に当期に発生した分を加え、課税取り消しや納税分などを差し引いた国税庁が管理している案件。

「次に創業するなら海外を視野」が8割超

(p8 ミニмумタックスの撤廃 関係)

- ・日本ベンチャーキャピタル協会（JVCA）が2026年5月に1400弱の起業家に実施したミニмумタックスに関する緊急アンケートでは、「次に創業するなら海外を視野に入れる」が82.3%となった。
- ・起業家が20億円の株式譲渡益を得た場合の各国税額の比較では、シンガポール・米国テキサス州は0円であるのに対し、2027年以降の日本では6.5億円が課税される。



【左下図：各国・地域の計算根拠】

シンガポール：譲渡益課税なし（税率0%）

米国・テキサス州：州税なし。QSBSによる22.5億円の控除（OBBBAによる拡張後）により、連邦税の課税対象額は0円

米国・カリフォルニア州：州税の税率13.3%、QSBS（OBBBA）による連邦税はテキサスと同じく0円

インド：Long-term Capitalに対する税率12.5%を全額に適用。徴収税額にさらに15%の付加税と4%のCESS（追加で賦課される目的税）を適用

中国：非上場の株式譲渡益に係る税率20%を全額に適用

英国：1.9億円分はBADR（事業処分に対する減免措置）を適用、税率は18%。残り18.1億円に対しては通常のCapital Gain Taxの24%を適用

日本（現行）：現行のミニмумタックスを適用し、3.3億円の控除を行ったうえで税率22.5%を適用。加えて譲渡益全額に対し住民税5%を適用

日本（改正後）：新しいミニмумタックスを適用し、1.65億円の控除を行った上で税率30%を適用。加えて譲渡益全額に対し住民税5%を適用

（出所）日本ベンチャーキャピタル協会「スタートアップ経営株主への「ミニмумタックス」強化に関する緊急調査結果」（2026年5月14日）

共通前提：譲渡価額（売却額）20億円、取得価額・譲渡費用：0円、保有期間：5年以上、居住・課税：起業家本人が各国の税務居住者であり、全世界所得に対して課税される立場として仮定。資産の取扱い：譲渡対価の全額を個人資産として手元に残すと仮定。為替レート：1ドル＝150円、1ポンド190円、1ユーロ＝163円、譲渡価額の設定根拠：日本のSUの上場時時価総額約100億円×起業家の平均保有株式割合約20%

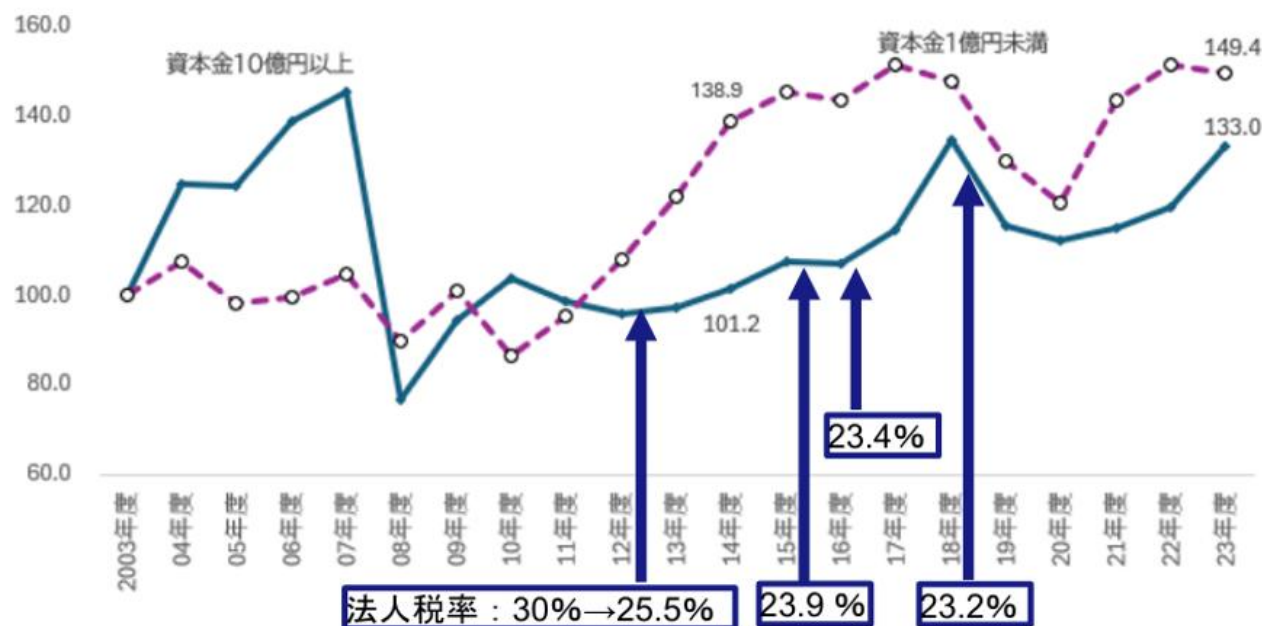
国内設備投資は20年間で3割増

(p9 法人税・所得税・相続税の税率引下げ 関係)

□リーマンショックやコロナ禍など危機がありつつも、国内設備投資は景気回復とともに緩やかな右肩上がり。2003～23年で法人税率が4度引き下げられたが、この間、国内設備投資は約3割増加した。

□企業全体の設備投資のうち海外への投資比率は2013年以降、おおむね3割程度で推移しているが、2022年以降鈍化傾向がみられる。一方、国内向け設備投資水準は2021年以降右肩上がりとなっている。

大企業(資本金 10 億円以上)と中小企業(資本金 1 億円未満)の国内設備投資額推移
(ソフトウェア除く、2003 年度=100)



法人税率：30%→25.5%

23.4%

23.9%

23.2%

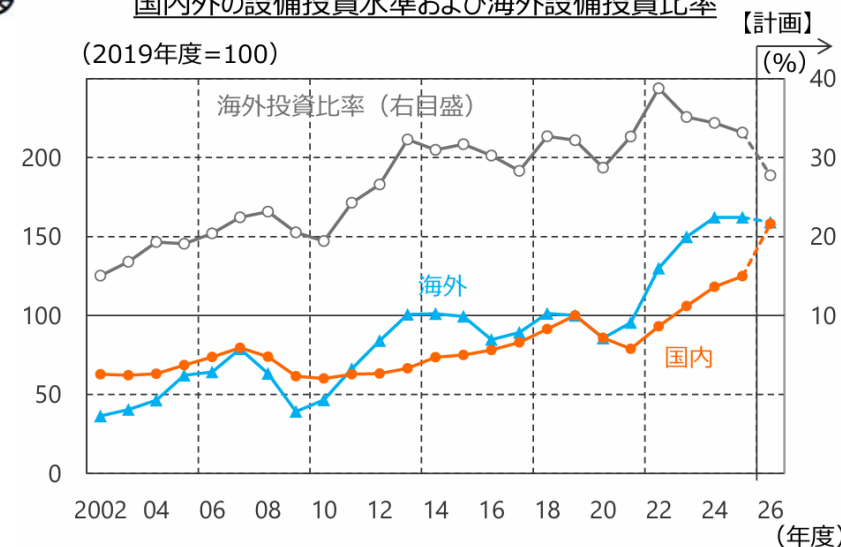
(出所)財務省「法人企業統計調査」データを基に第一生命経済研究所作成

出所：第一生命経済研究所「我が国の法人税率は低いのか？～法人税率の適切な検討への期待～」

(2024年12月24日) <https://www.dlri.co.jp/report/ld/403639.html>

国内外の設備投資水準および海外設備投資比率

(2019年度=100)



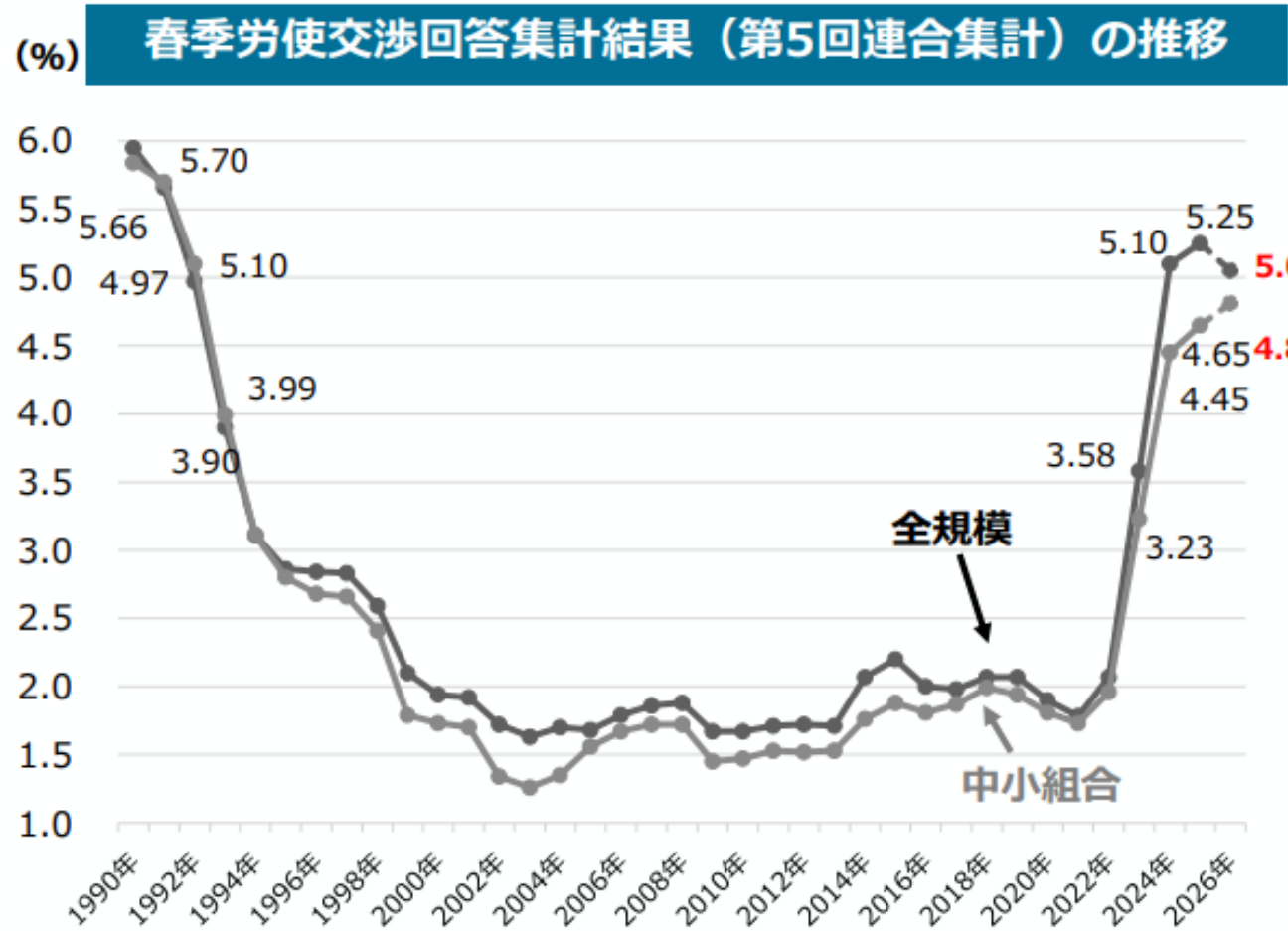
(備考) 1.大企業全産業 2.連結ベース、国内の2009年以前は単体ベース
3.海外投資比率は国内・海外投資ともに回答した企業を対象に算出

(出所) 日本政策投資銀行「2026年度設備投資計画調査」
(2026年8月)

近年、高い水準の賃上げが継続

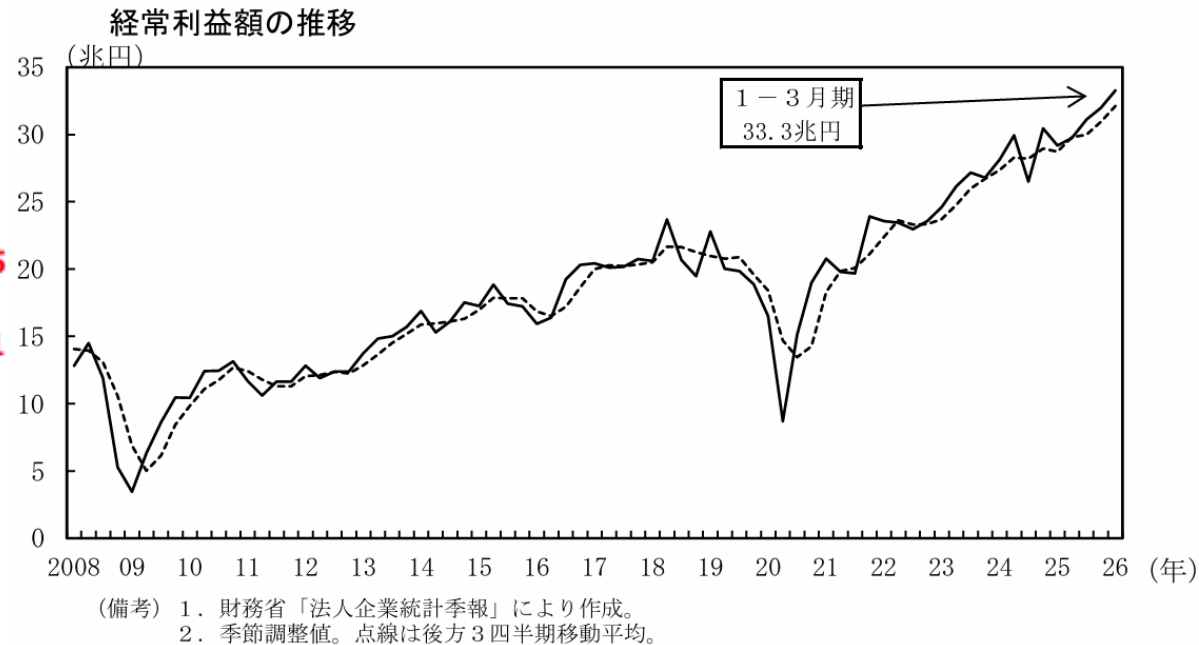
(p9 法人税・所得税・相続税の税率引下げ 関係)

□ インフレ経済の浸透や人手不足の深刻化に伴い、近年賃上げの動きが加速。この背景には、賃上げ原資として企業収益が伸びていることも大きい。



(注) 調査対象は、連合加盟企業の組合。「中小組合」は、組合員数300人未満の組合。賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式(集計組合員数による加重平均)の集計。1990年～2025年については最終結果、2026年については第5回の回答集計結果であり、今後数字が変動する可能性がある。
(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

(出所) 経済産業省産業構造審議会新機軸部会資料 (2026年6月)



(出所) 政府 月例経済報告資料 (主要経済指標) (2026年8月)

インピュテーション方式

(p9 法人税・所得税・相続税の税率引下げ 関係)

- 法人税と配当所得の二重課税の問題に対し、オーストラリアやニュージーランドなどでは、二重課税を調整する「完全インピュテーション方式」が採用。
- 日本でも配当控除等の形で部分的に二重課税が調整されているが、完全インピュテーション方式の導入によって、日本企業に対する一層の投資促進効果や、それによる国際競争力の強化が期待される。

As Is

日本の二重課税（但し配当控除調整あり）

利益

配当金

法人税

所得

所得税

※配当控除による調整を実施

法人の利益に対し、
法人税と配当に対する所得税が二重に課税

※所得税の配当所得控除は、所得税の税額控除を通じ、部分的にこの二重課税を調整しているが、完全な調整とはなっていない。

To Be

[参考]インピュテーション方式
による二重課税の調整

利益

配当金

法人税

暫定所得税

※利益全体に所得税率を適用

所得

所得税

利益全体に所得税を掛けることで、
二重課税を排除

※法人の利益に所得税率を掛けることで法人税額と所得税額の合計額を決定。配当金に対する所得税額はこの合計額－法人税額とされるため、二重課税を完全に調整。

日本の配当所得に対する課税の仕組み、実効税率の試算例

(p9 法人税・所得税・相続税の税率引下げ 関係)

●日本の場合、配当所得に課される所得税は、**源泉分離課税**と**総合課税**（この場合、配当控除が適用）の**選択制**

1. 源泉分離課税の場合

- 配当所得分を他の所得から切り離し、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用

2. 総合課税の場合

- 配当所得分と他の所得を合算し、全体の所得に総合所得に応じた所得税率を適用
- 配当控除が適用（所得税：配当所得の10%、住民税：配当所得の2.8%。ただし、配当所得が1,000万円超の場合、当該超過分は控除割合が半分となる）

●インピュテーション方式、源泉分離課税、総合課税（+配当控除）の各場合における、配当所得にかかる実効税率の比較（課税所得金額695万円超～900万円以下の場合（所得・住民税率33%））

インピュテーション方式

- 暫定所得税率 33%
- 法人税率（法人実効税率を適用） 29.74%

配当所得にかかる税率 3.26% (33%-29.74%)

源泉分離課税

20.315%

総合課税（+配当控除）

- 所得税率 33%
- 配当控除 -12.8%

配当所得にかかる税率 20.2%

※上記のとおり、（完全）インピュテーション方式では二重課税が完全に調整されるため、配当所得にかかる実効税率は低くなるが、日本の方式では二重課税の調整が完全ではなく、インピュテーション方式に比べ実効税率が高くなる（総合課税+配当控除の場合、全体の所得が低いほど実効税率が低くなるが、その場合、インピュテーション方式でも実効税率が低くなることから、インピュテーション方式以上に実効税率が低くなることはない）

AI人材の需給見通し

(p11 研究開発税制とイノベーションの実装②関係)

- 2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合、約340万人のAI・ロボットの利活用を担う人材が不足となる見通し。
- 他方で、海外からのAI人材の流入においても、日本は国別シェアのトップ10カ国にも入れない状況

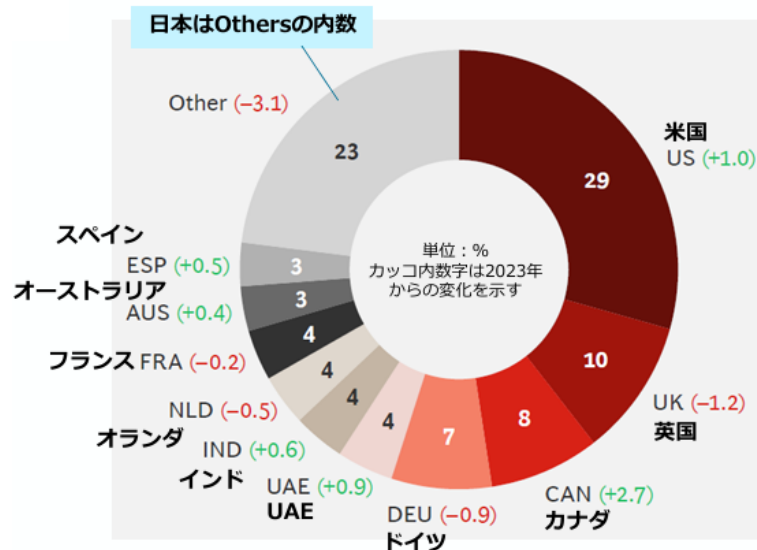
経済産業省の2040年の産業構造推計（新機軸ケース）では、人口減少により就業者数は約6700万人（2022年）から約6300万人となり、全体で大きな不足は生じないものの、以下の職種・学歴間での需給ミスマッチが生じるリスクがある。

職種・学歴間のミスマッチ	職種別	専門職		事務職		現場人材	
		うち AI・ロボット等の 利活用を担う人材		うち 生産工程従事者			
	2040年 需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人	
	2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人	
	2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人	
学歴別	学歴別	高卒 (普通科)		高専卒		大卒・院卒 理系	
		高卒 (工業科)		高専卒		大卒・院卒 文系	
	2040年 需給ミスマッチ	32万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人	
	2040年需要数/供給数	778万人/810万人	538万人/448万人	77万人/62万人	899万人/775万人	1549万人/1625万人	
	2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	689万人	1678万人	

日本はAI人材の流入 国別シェアのトップ10カ国に入らず、Othersの内数に

AI人材の流入 国別シェア（TOP10カ国）

2024年



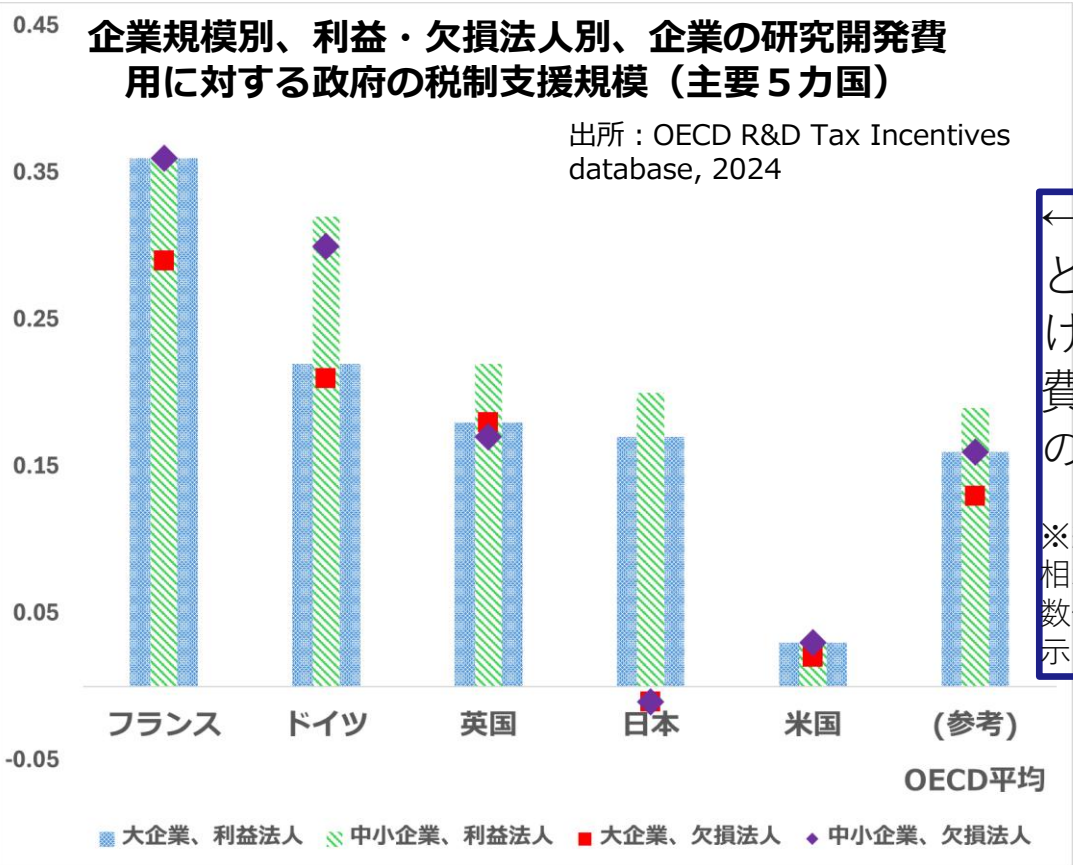
- AI人材は、深層学習、コンピュータビジョン、PyTorch、Hadoop、強化学習、ニューラルネットワーク、MapReduce、または高性能コンピューティングのいずれかのスキルを持つ人々
- 2024年に国際移動した3.1万人の対象者を調査

出典: ポストン・コンサルティング・グループ Top Talent Tracker, Q4 2024

日本における研究開発税制の現状

(p12 研究開発税制とイノベーションの実装③ 関係)

- 日本は、主要5か国の中で唯一、欠損法人の研究開発費用に対する税制支援の指標がマイナス
- 研究開発税制の適用額は大企業が9割を占めており、中小企業は10%にも満たない状況



←OECDデータによると、主要5カ国中日本だけ欠損法人の研究開発費用に対する税制支援の指標がマイナス。

※縦軸の数値は研究開発費一単位を相殺する公的支援を指標化した値で、数値が高いほど支援が手厚いことを示す。

研究開発税制適用額・件数

	適用額	割合	件数	割合
大企業	約8,672億円	約91.5%	5,313件	約29.8%
中小企業	約806億円	約8.5%	12,532件	約70.2%
合計	約9,479億円	-	17,845件	-

（出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、経産省が加工・作成

※中小企業は資本金1億円以下の法人

出所：経済産業省 研究開発税制のあり方等に関する研究会 第1回事務局資料

事業承継税制の概要、後継者の税制に関する要望内容

(p13 事業承継税制（特例措置）の改善・延長 関係)

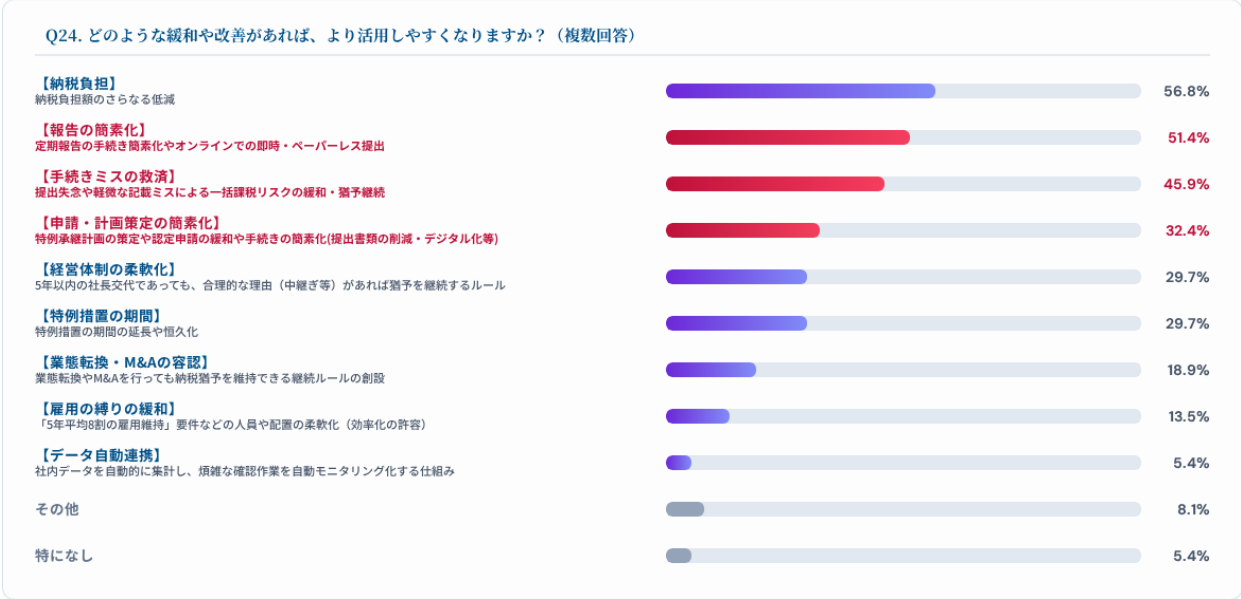
項目	法人版（一般措置）	法人版（特例措置・時限）
対象株式	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	令和9年12月31日まで。同年9月末までに認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた計画申請
納税猶予割合	贈与税：100% 相続税：80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から後継者1名へ	複数株主から最大3名の後継者へ
雇用確保・代表継続要件等	・承継後5年、平均8割の雇用維持 ・代表者継続 & 株式継続保有	・雇用要件未達でも一定の場合に猶予継続可能 ・代表者継続 & 株式継続保有
報告手続	・最初の5年間は毎年報告（都道府県へ年次報告、税務署へ継続届出） ・5年経過後は3年ごとに税務署へ報告	・最初の5年間は毎年報告（都道府県へ年次報告、税務署へ継続届出） ・5年経過後は3年ごとに税務署へ報告
猶予取消時	猶予税額の全部または一部と利子税を納付	基本的には一般措置と同様だが、一定の場合に救済措置が認められている

※ 売上高5億円未満の法人では一般措置よりも特例措置の活用割合が高く、中小企業・小規模事業者にとってより利用しやすい制度となっている。

（出典）中小企業庁 事業承継税制の方向性について（事務局資料②） p.4

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/004/003.pdf>

事業承継当事者からは「報告の簡素化」「手続きミスの救済」「申請・計画策定の簡素化」が要望の2～4位を占め、**手続に関する要望が多い**



「事業承継に係る税制に関するアンケート調査」2026年7月 クラウド会計ソフト会社調べ
※ 回答55件のうち、事業承継済・事業承継前の当事者37件の回答

事業承継税制の利用見送りを決断した経営者の声

（p13 事業承継税制（特例措置）の改善・延長 関係）

新経連会員であるクラウド会計ソフト会社が、大阪府で約60年続く製造業を営む企業の3代目社長に、事業承継の準備期間から方法の検討、承継後の経営課題まで広くインタビューを実施した。

1. 自社株評価と引き継ぎ準備

税負担を軽減するための株価対策

父親（先代）がほぼ100%保有する株式の評価額上昇を抑えるため、承継前から周到なスキームを実施：

- **役員退職金の連続活用**：両親の退職に合わせ2年連続で退職金を支給。営業利益を保ちつつ、経常利益を極限まで圧縮して株価をコントロール。
- **算定方式の高度化**：類似業種比準方式を取り入れ、顧問税理士との相談を通じて株価算定を実態に即して引き下げた。

2. なぜ制度利用を見送ったか

次世代への経営選択肢を狭めない決断

税理士からの積極的な提案があったものの、最終的に不活用を決断：

- **次代の選択肢を縛る足枷**：事業承継税制を適用すると、将来の親族承継やM&A（撤退・再編）など、時代に即した最善の意思決定が制限される懸念。
- **代替策**：承継前から暦年課税で毎年コツコツ株式を引き継ぎ、承継時には相続時精算課税を活用。

3. 資金繰り課題

現金を確保しておかなければいけないジレンマ

事業用資産が多く、表層的なイメージほど現金のゆとりはない現実：

- **キャッシュ目減りのプレッシャー**：インフレ期において、納税準備のために現金を眠らせておくことは実質的な目減りを意味し非常にもどかしい。
- **現場コミュニティでの模索**：設備投資・従業員還元・手元流動性のバランスをどう取るか、アトツギ仲間/先輩経営者から情報収集。

4. 現場が求める制度への提言

実態に即した後継者支援のあり方

実質的な変化のない株式移動に対し、重い税負担を強いる構造への疑問：

- **突然の承継リスクへの備え**：親族の急死に伴い個人保証と多額の納税を急に背負わされる現行制度のハードさを指摘。
- **真に成長を促すための柔軟性を**：形式的・永続的な報告義務や縛りで経営を縛るのではなく、後継者が大胆な意思決定を行える緩和が必要。

世界各国の連結納税制度

(p14～15 企業グループの柔軟な再編を阻害しない法人課税体系 関係)

国名	国際競争力 ランキング*	連結納税制度	資本要件
日本	30位	グループ通算制度	親会社の子会社の株式の 100% を所有
オランダ	8位	Fiscal Unity	親会社の子会社の株式の 95%以上 を所有
カナダ	16位	(連結納税制度なし)	N/A
アメリカ合衆国	10位	Consolidated Tax Return	親会社の子会社の株式の 80%以上 を直接または間接的に所有
オーストラリア	17位	Consolidated Group	親会社の子会社の株式の100%を所有
ドイツ	23位	Organschaft	親会社の子会社の株式の 過半数 を所有
イギリス	24位	Group Relief	親会社の子会社の株式の 75%以上 を所有
フランス	36位	Intégration Fiscale	親会社の子会社の株式の 95%以上 を所有
スペイン	39位	Consolidated Tax Regime	親会社の子会社の株式の 75%以上 を所有
イタリア	45位	Consolidato Fiscale Nazionale	親会社の子会社の株式の 過半数 を所有

出典：IMD World Competitiveness Ranking (2026)等より作成

法人住民税、法人事業税の位置付け

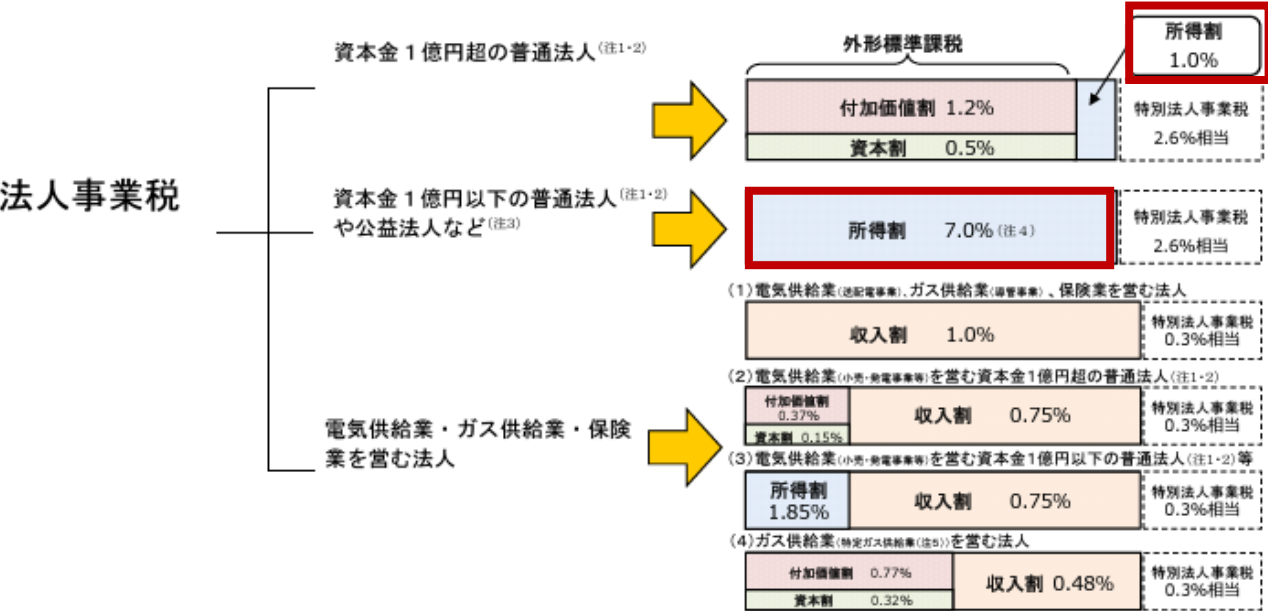
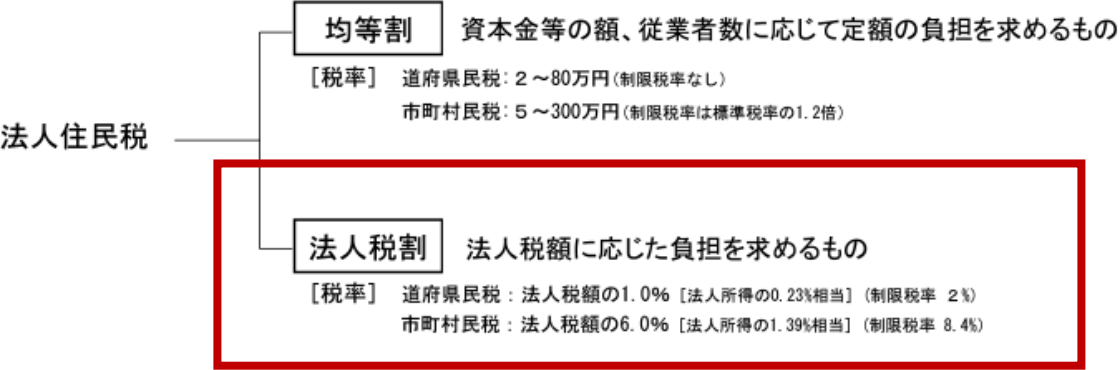
(p14～15 企業グループの柔軟な再編を阻害しない法人課税体系 関係)

法人住民税

地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるもの

法人事業税

法人がその事業活動を行うに当たって地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの

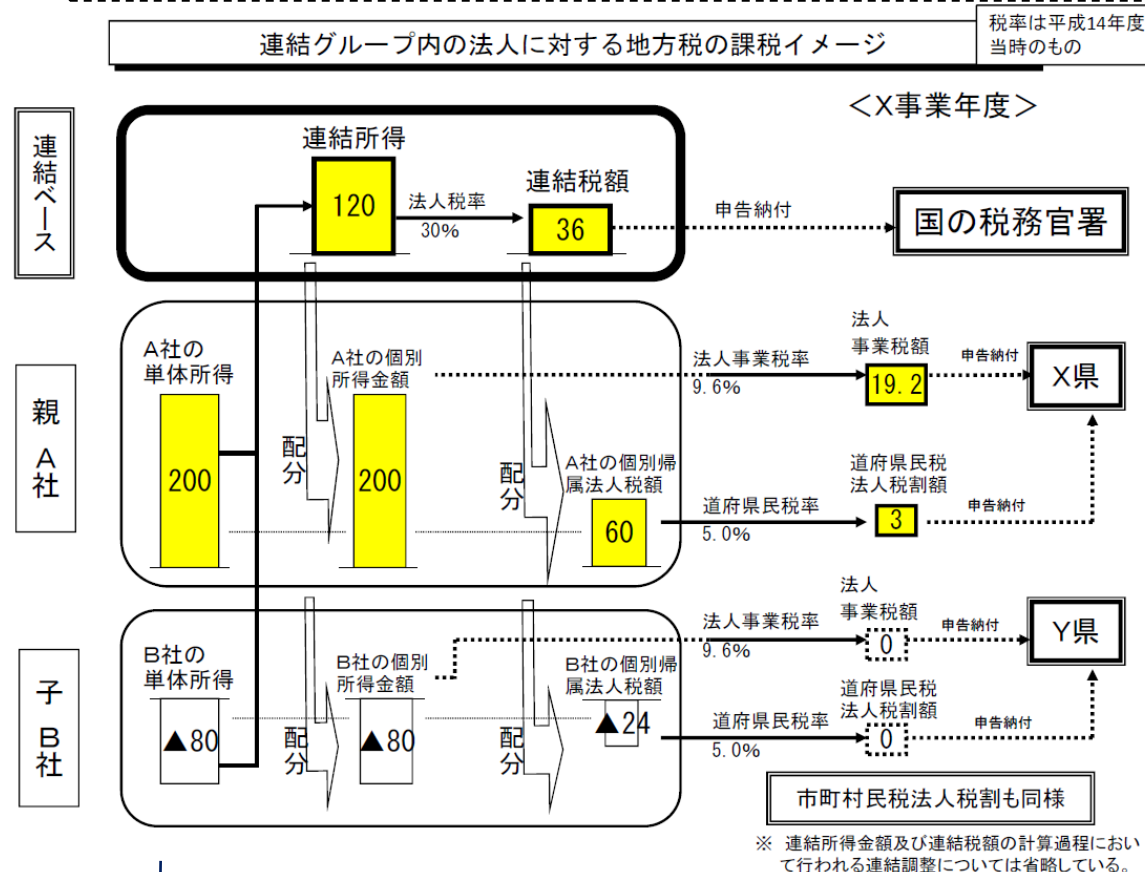


(注1) 当分の間、資本金1億円以下の普通法人のうち、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和7年4月1日施行)
(注2) 資本金1億円以下の普通法人のうち、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和8年4月1日施行)
(注3) 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については、所得割:4.5%、特別法人事業税:所得割額の34.5%の税率が適用される。
(注4) 所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)。
(注5) 特定ガス供給業とは、専管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(専管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(専管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式。

連結グループ内の法人に対する地方税の課税額計算

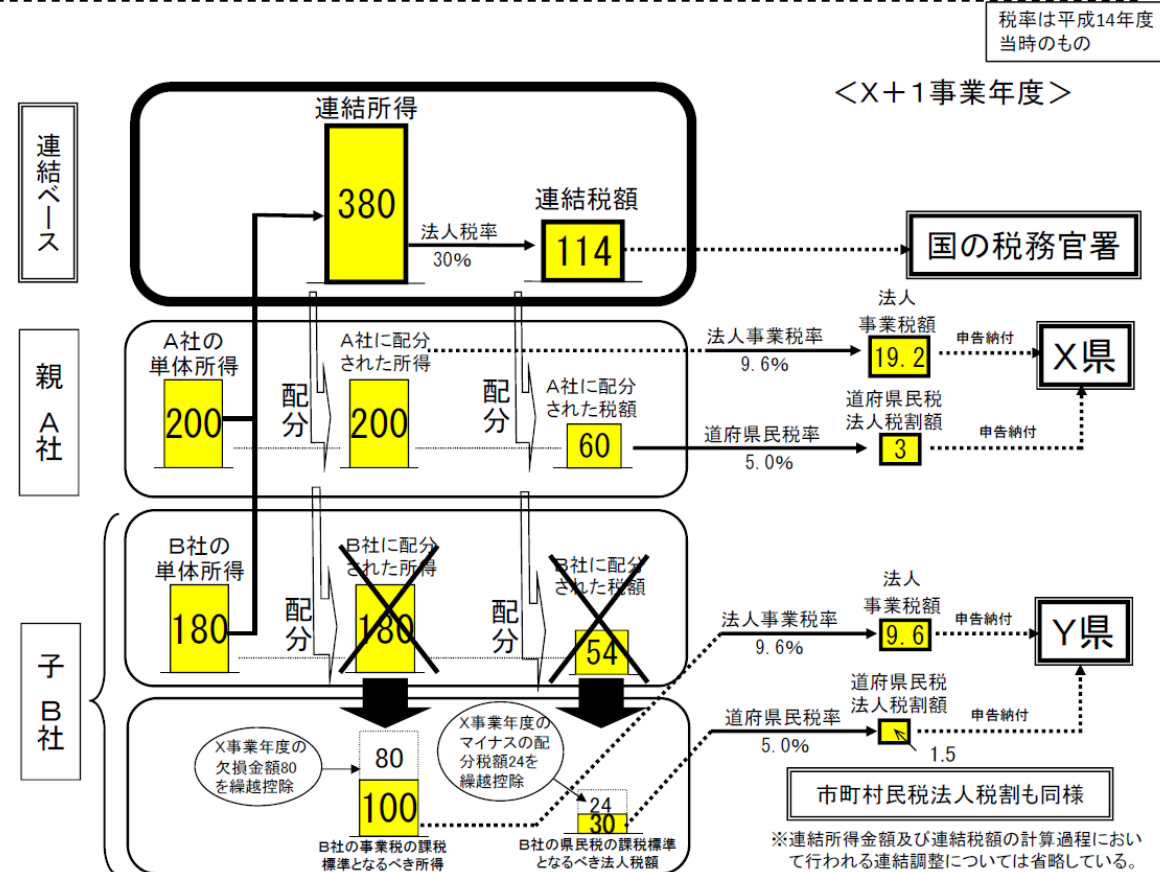
(p14~15 企業グループの柔軟な再編を阻害しない法人課税体系 関係)

X事業年度において子会社に損失が発生し、X+1事業年度において子会社に所得が発生するケース



- 国税では子会社の欠損により課税ベースが圧縮
- 地方税では子会社の欠損分が親会社の課税ベースを圧縮しない

出典：総務省資料を基に作成



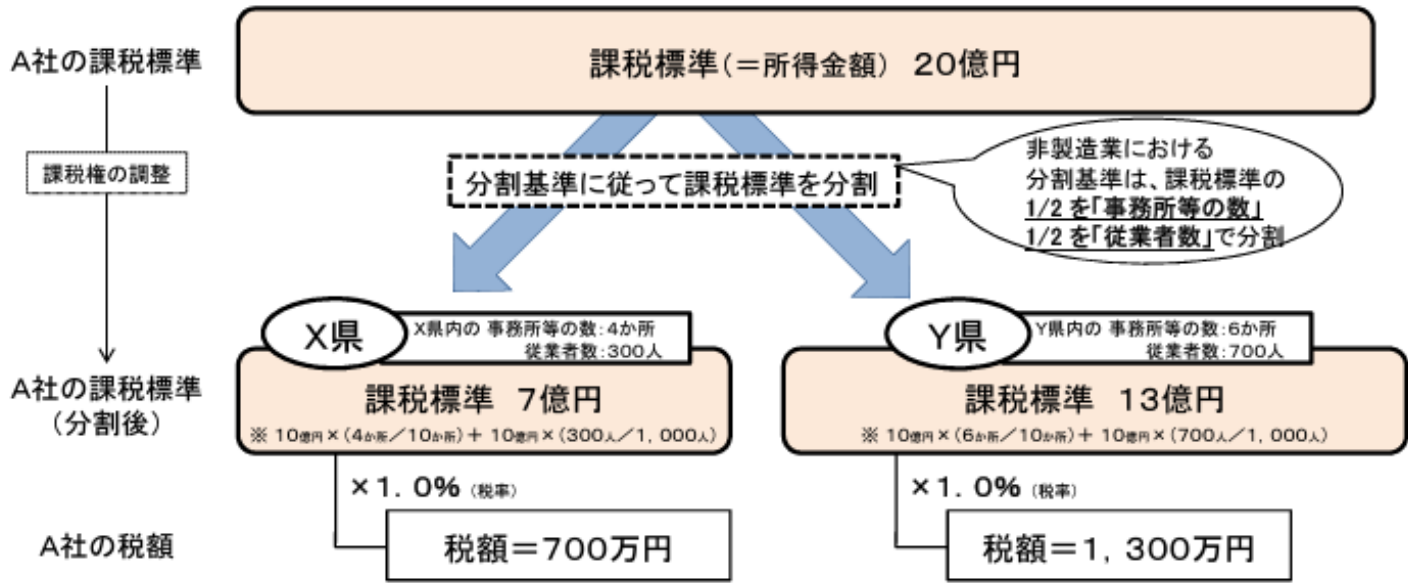
- 国税では年度の子会社欠損は前年度の課税ベースに反映済み
- 地方税では前年度子会社の欠損分が当年度の子会社課税ベースを圧縮

法人住民税、法人事業税の各自治体への分割

(p14～15 企業グループの柔軟な再編を阻害しない法人課税体系 関係)

法人の事務所等が複数の地方公共団体にある場合、分割基準（従業者数等、税ごと及び業種ごとに異なる）により課税標準額を関係地方公共団体ごとに分割

(参考) 法人事業税所得割における分割基準のイメージ(例:非製造業、資本金1億円超)



※ 分割後の課税標準額に対し、X・Y両県がそれぞれ課税権を行使。

法人事業税	事業	分割基準
	製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
電気供給業	非製造業	課税標準の1/2 : 事務所等の数 課税標準の1/2 : 従業者の数
	保険業	
	小売電気事業	課税標準の3/4 : 発電所に接続する電線路(一定の要件に該当するものに限る。)の電力容量 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	送配電事業	
	発電事業・特定卸供給事業	
ガス供給業	ガス供給業	事務所等の固定資産の価額
	倉庫業	
	鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数
法人住民税 (法人税割)		従業者の数

地方税の種類

(p16～17 地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制関係)

- ❑ 下表のうち地方自治体が自由に税率を定められるものとして、①制限税率（上限税率）のない標準税率の税目、②制限税率（上限税率）のない任意税率の税目、③その他、の3つが存在
- ❑ このうち、①については、仮に標準税率より低い税率で企業誘致・経済活性化等を進めたとしても（すなわち、減税という形での投資）、それによって得られた増収分は、地方交付税の仕組み上、その4分の3が削られる形となっていることもあるなど、地方自治体には積極的に標準税率以外の税率を設定するインセンティブに乏しく、実態的にもほぼ標準税率に収束
- ❑ ②③については歳入に占める割合が極めて低い。そのほか、地方税法に定めのない法定外税の新設には総務大臣への協議・同意が必要

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種 類		概 要	税 目	
			道 府 県 税	市 町 村 税
一定税率		地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税 自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。		都市計画税
	制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他				入湯税

(出典) 総務省資料

企業版ふるさと納税制度に関するQ&A

(p16～17 地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制関係)

Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、**寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけない**のですか。

A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

- a. 寄附を行うことの代償として、**補助金を交付**すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも**低い金利で貸付金を貸し付ける**こと。
- c. 寄附を行うことの代償として、**入札及び許認可において便宜の供与**を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく**市場価格よりも低い価格で財産を譲渡**すること。
- e. **その他**、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは**社会通念等に従って個別具体的に判断**されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「**経済的な利益を供与すること**」に該当する例は、以下のとおりです。

- ・商品券やプリペイドカードなど**換金性が高い商品を提供**すること。
- ・寄附を行うことを**公共事業の入札参加要件とする**こと。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された**施設を専属的に利用**させること。

(以下略)

Q5-1-2.

例えば、どのような行為が、**内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しない**のですか。

A5-1-2.

一般的に、寄附を行うことの代償としての**経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例**は、以下のとおりとなります。

- ・寄附企業に対し、**感謝状その他これに類するものを贈呈**すること。
- ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、**寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介**すること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された**施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙**すること。
- ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

(以下略)

地方自治体の窓口は時にリスク回避的な場合があり、ここに明示されていない事項について**保守的に判断する傾向**

→可能な限り当該記述を充実する等により、必要以上に保守的な判断をされないようにする必要

(出典) 企業版ふるさと納税ポータルサイト

トレーラーハウス、コンテナハウスの取扱い

(p16～17 地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制関係)

	トレーラーハウス	コンテナハウス
法律上の定義	建築基準法・道路運送車両法上で「車両」に該当 ※随時かつ任意に移動できるかどうかポイント	建築基準法第2条第1号で「建築物」に該当
法定耐用年数（償却期間）	4年 （車両扱いの場合）	31年 （「建物」扱いの場合） ※「器具備品」に該当するコンテナは7年
税金	自動車税	固定資産税
環境整備として必要なこと	・ 具体的な運用・あてはめが地域でバラバラ。 ・ 国税庁に、トレーラーハウスの「車両」としての取り扱い及び法定耐用年数に関する統一見解を出してもらう	・ コンテナハウスの活用促進に向け、法定耐用年数を二拠点居住整備の促進等一定の場合に短縮化（任意で移動可能な「器具備品」該当のコンテナと同程度に）

バイオ燃料に係る軽油引取税の取扱い

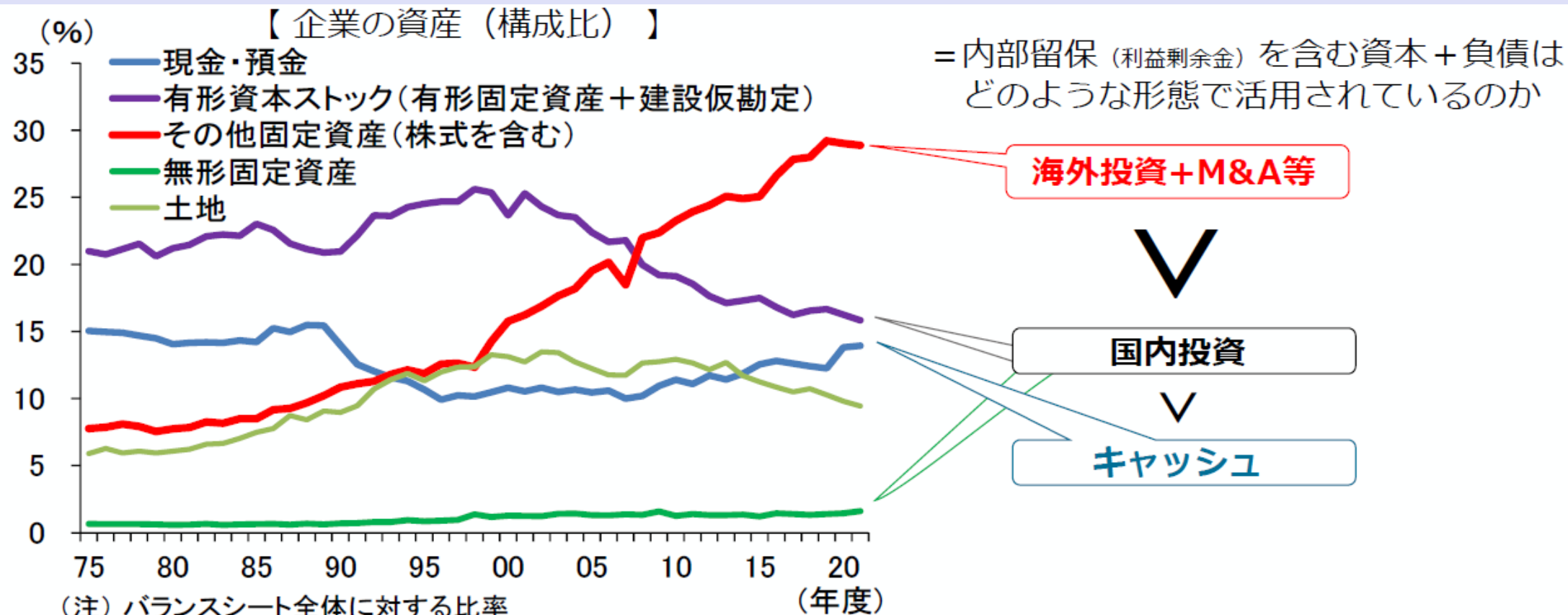
(p16～17 地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制関係)

バイオ燃料 (Bio Diesel Fuel : BDF)	軽油との比較		軽油との混合における取扱い			
	価格	車体への 負担		単体 (混合なし)	低濃度混合	高濃度混合
FAME : Fatty Acid Methyl Ester(脂肪酸メチル エステル)	高 2 倍以上	大	規格	- 規格あり (B100) - 軽油との混合は原則 不可 (同一燃料以外は、 継ぎ足し不可)	- 規格あり (～5%) - メーカー保証あり (5%まで)	- 規格なし (5%以上) ※ 欧米ではB20,30など B5以上(5%以上)の規格あり - メーカー保証なし (5%以上)
			税制	軽油引取税 対象外	混合した燃料が軽油の定義に合致する場合 FAME分にも軽油引取税課税	
HVO : Hydrotreated Vegetable Oil	高 3 ～ 5 倍程度	同程度	規格	- 規格なし - 軽油との混合は原則不可 (同一燃料以外は継ぎ足し不可) - 地方税法の大幅な流通制限 (事前の製造承認・譲渡承認)		
			税制	軽油引取税 対象外	混合した燃料が軽油の定義に合致する場合 HVO分にも軽油引取税課税	

企業の内部留保の活用の実態

(p18~19 海外から国内(地方)への投資誘導 関係)

- 企業の内部留保、すなわち利益剰余金は、企業活動により積み上がった損益の累計であり、増えていくのが正常。また、当該内部留保は、将来に向けて最も有効な形で活用(投資)されることが通常であり、決して死蔵されているわけではない。
- その上で、日本企業、特に大企業は、国内投資よりも海外投資の方が見込み投資効果が高いとの判断から、国内投資に比べても海外投資を増やしてきた実情。これは一企業としては合理的な行動であるものの、日本国内、特に地方の観点からは、成長の原資を失うこととなり、地方の衰退を招くとともに、それがさらなる国内投資の低調さにつながるという悪循環に



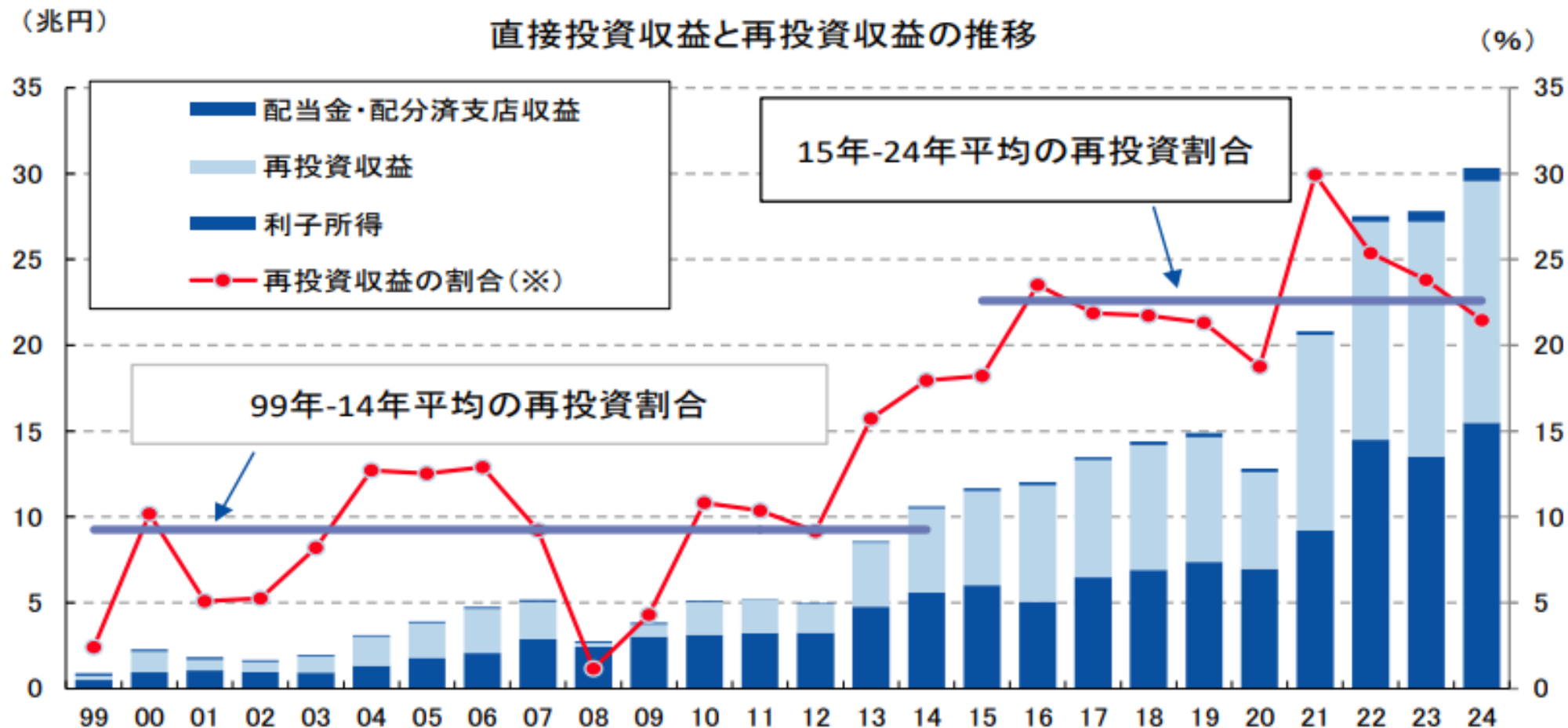
(出典) 経済産業省・経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理参考資料集(2025年6月)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/20250603_4.pdf

海外直接投資収益と再投資収益

(p18~19 海外から国内(地方)への投資誘導関係)

- 日本の海外直接投資収益は年々増加しているが、このうち再投資収益の割合は増加傾向。再投資分は日本に還流することなく、海外で回り続けていることから、円安是正に寄与しない。



(資料) 日本銀行、※再投資収益が第一次所得収支(受取)に占める割合

(出典) 経済産業省・第2回グローバル環境変化を踏まえた我が国の立地環境整備のあり方等に関する検討会(2025年2月)

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/location_environment/pdf/002_04_00.pdf

地方拠点強化税制の概要

(p18～19 海外から国内(地方)への投資誘導 関係)

本社機能(特定業務施設)とは

事務所



調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部(オンライン営業)、サービス事業部門の一部(調査、企画、人事業務等の受託事業)の業務のために使用される事務所

研究所



研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)

研修所



人材育成において重要な役割を担うもの

- 業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。
- 登記簿上の「本店」である必要はありません。

本社機能
(特定業務施設)

事務所



研究所



研修所



子育て施設
(特定業務児童福祉施設)

保育所、学童等



社宅・社員寮
(特定業務福利厚生施設)

社宅等



- 特定業務施設(事務所、研究所、研修所)と併せて整備される子育て施設(次ページ①、③～⑥)及び社宅(次ページ④⑤)も対象。

認定事業者(※)が受けられる優遇措置

(※) 都道府県から、一定の条件を満たす地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が対象となります。

① 建物等の取得価額に対する税制優遇措置(オフィス減税)

認定事業者は、特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の取得価額に対して特別償却又は税額控除選択適用を受けることができます。

令和8年度より、中古資産の購入及び当該購入に伴う改修(以下「購入(中古)」という。)も措置の対象に追加されました。※中古資産の購入を伴わない改修のみは対象外です。

子育て施設

② 本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置(雇用促進税制)

認定事業者は、特定業務施設において雇用者を増加させた場合、雇用者増加数に応じて法人税の税額控除の適用を受けることができます。

※ 令和8年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者のみ。

③ 地方税の優遇措置

認定事業者は、事業税(移転型事業のみ)、不動産取得税、固定資産税について、地方税の課税免除又は軽減措置を受けることができます場合があります。

※ 詳細は、移転・立地先として検討している都道府県又は市町村にお問い合わせください。

子育て施設

④以下は省略

(出典) 内閣府地方創生推進事務局「地方拠点強化税制パンフレット」

地方拠点強化税制（移転型） 拡充の具体案

（p18～19 海外から国内（地方）への投資誘導 関係）

- 既存の地方拠点強化税制（移転型）のうち、地方税の優遇措置について、以下のとおり、国からの減収補填措置の対象となる①減税率の上限引上げ、②減税期間の延長、③対象税目の追加、を実施

現行制度		拡充案
固定資産税	1 年目	減税率上限4/4
	2 年目	〃 3/4
	3 年目	〃 2/4
法人事業税	1 年目	減税率上限1/2
	2 年目	〃 1/4
	3 年目	〃 1/8
法人住民税（都道府県民税 + 市町村民税） 法人税割	対象外	
不動産取得税	減税率上限10/10	—

①
減税率 10/10

②
減税期間
3 年 → 10 年

③
対象に追加（減税率・減税期間は上記と同じ）

地方移住応援税制の具体案

(p18～19 海外から国内（地方）への投資誘導 関係)

- 地方拠点強化税制（移転型）の対象となる場合、移転先自治体が地方移住応援税制の適用対象となることで、対象法人に雇用される方々のほか、その周辺で生活を支える方々も含め、移住を促進

地方移住応援税制

◆ 対象者

移住前 1 年以上の間、**東京圏の在住・在勤者**で、東京圏外に不動産（住宅等）を取得し、住所地を移転した者

◆ 支援対象（地方税分は国による減収補填措置の対象）

不動産取得税（都道府県税） 移住のため取得した不動産分を免除

固定資産税（市町村税） 移住のため不動産分の課税免除又は不均一課税（3年程度）

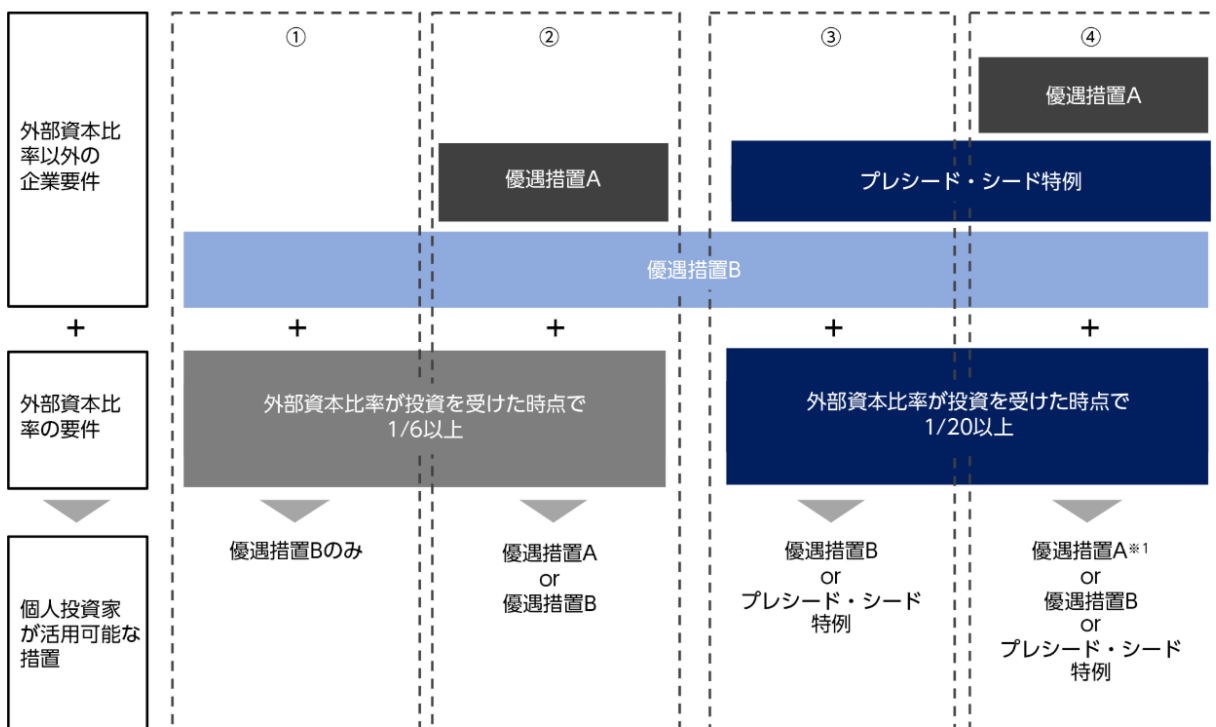
住民税（都道府県・市町村税） 移住した個人分の課税免除又は不均一課税（3年程度）

所得税控除の拡大（国税） 上記と連動して税制面でさらなる支援

エンジェル税制の概要

(p21~23 スタートアップ支援のための制度改善、p27 社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し 関係)

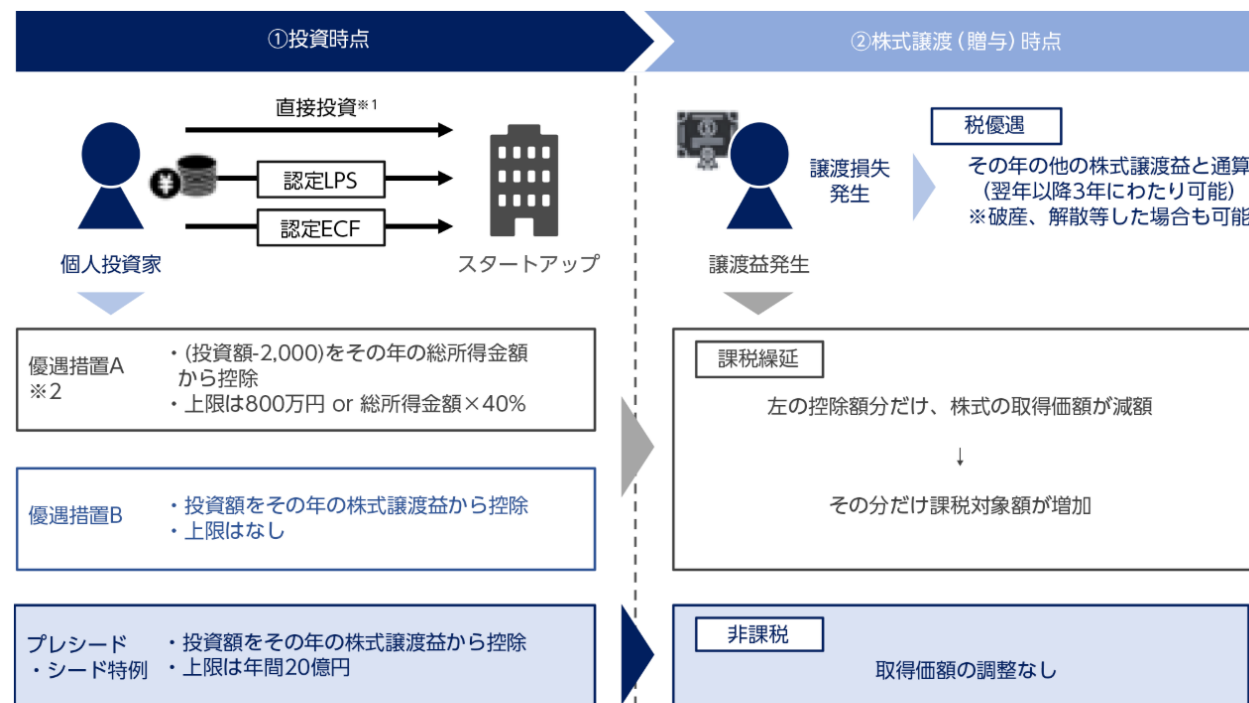
適用要件



※1：優遇措置Aについて、プレシード・シード特例の企業要件（営業損益0未満等）を追加で満たす場合、外部資本比率の要件が1/6以上から1/20以上に緩和

※詳細な企業要件等は省略

優遇措置の内容



※1：民法上の組合又は投資事業有限責任組合経由を含む

※2：優遇措置Aについて、プレシード・シード特例の企業要件（営業損益0未満等）を追加で満たす場合、外部資本比率の要件が1/6以上から1/20以上に緩和

(出典) 経済産業省資料

オープンイノベーション促進税制の概要

(p21~23 スタートアップ支援のための制度改善 関係)

改正概要

【適用期限：令和9年度末まで】



対象法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

株式取得額の25%を所得控除
(50%以下の発行済株式取得は20%を所得控除)
(成長に資するM&A時は発行済株式も対象)

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル



スタートアップ[°]

(設立10年未満の国内外非上場企業)
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合
(50%超**及び50%以下**の取得時)は海外スタートアップを除く

成長投資
(研究開発、設備投資)

事業成長
(売上高)

M&A型については、5年以内に
成長投資・事業成長の要件
を満たさなかった場合等には、
所得控除分を一括取り戻し

※赤字部分が改正部分

	新規出資型	M&A型	
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)	発行済株式 (50%以下の取得時)
株式取得 上限額	50億円/件	200億円/件 年間500億円/社まで	
株式取得 下限額	大企業 2億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、 一律5億円/件	7億円/件	3億円/件
益金算入要件	3年経過までに株式譲渡し た場合等	5年以内に成長要件を満た さない場合等 ※吸収合併は吸収合併 後5年均等取り崩し	・5年以内に成長要件を満たさない 場合等 ・3年以内に50%超まで議決権比 率を引き上げなかった場合 ※吸収合併は吸収合併後5年均 等取り崩し

※詳細な要件等は省略。赤字が2026年度税制改正で措置された部分。

(出典) 経済産業省資料

外国人の定着・共生支援税制（法人税）の具体案

（p25～26 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し 関係）

- 外国人の労働環境・生活環境を改善するとともに、日本人職員・地域コミュニティとの共生を図る企業の実践を、法人税の軽減措置で支援

具体的な支援策

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（いわゆる「くるみん認定」）及び認定対象への税制優遇措置（賃上げ促進税制における税額控除率上乘せ）等を参考に
 - ① 外国人の定着、日本人職員・地域との共生に取り組む企業を公的に認定
 - ② 法人税の優遇措置を講じる

認定対象の案

- ✓ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
- ✓ 外国人職員に対する日本語教育支援（特にビジネス日本語）、企業の英語化 等
- ✓ 外国人職員に対する住宅の確保その他の生活支援
- ✓ 企業内における異文化・慣習への配慮（やさしい日本語、食堂におけるベジタリアン・ハラル食提供、礼拝所の整備 等）
- ✓ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流・異文化理解促進事業の実施

※ 地方の企業に対し優遇措置を強化することで、地方への外国人材の誘導も可能となる

人材の多様性と生産性の関係

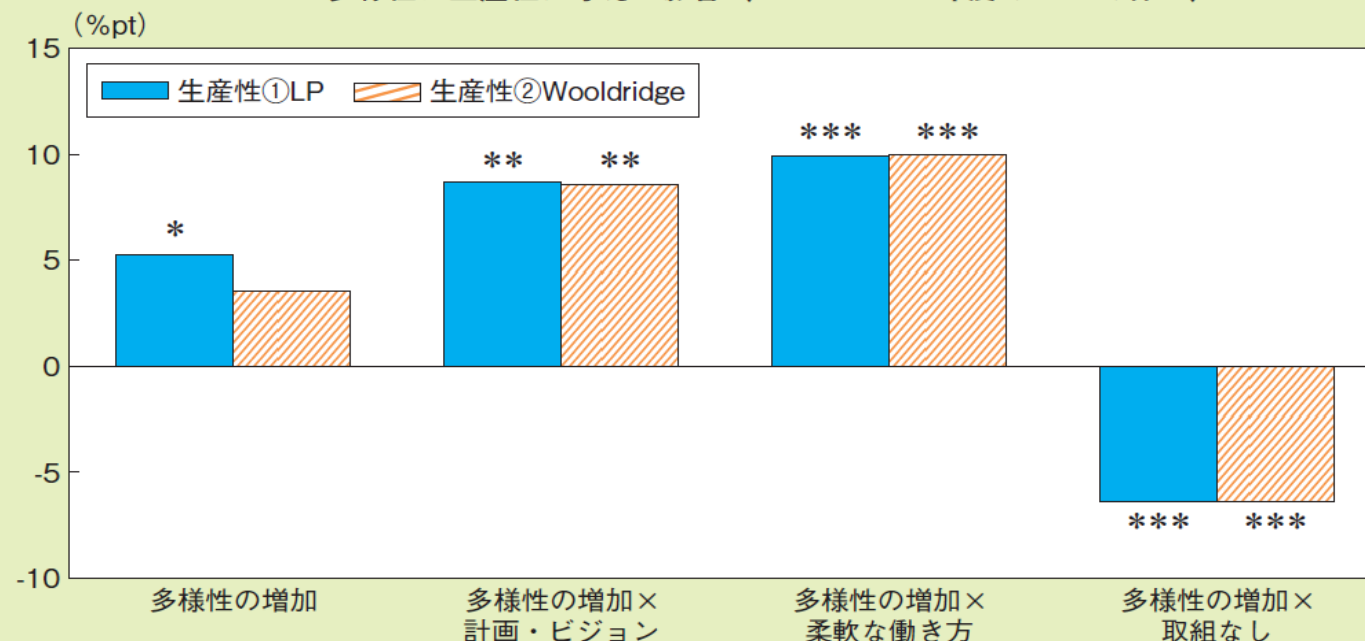
(p25～26 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し 関係)

- 多様性は企業の生産性向上に繋がり得るが、受け入れ態勢が整っていないと逆効果にもなる。多様性に対応するための計画・ビジョン、柔軟な働き方等が必要

人材の多様性と生産性

第2-3-2図 多様な人材と生産性

多様な人材の活躍に向けた取組がない場合、多様性の増加は生産性を低下させる
多様性が生産性に与える影響 (2013～2017年度のTFPの伸び)



- (備考) 1. 内閣府「多様化する働き手に関する企業の意識調査」により作成。
2. **、*はそれぞれ、多様性が増加した企業とそうでない企業の生産性の伸びの差が1%、5%、10%水準で有意であることを示す。
3. 分析の詳細は、付注2-9を参照。

外国人の定着・共生支援税制（所得税）の具体案

（p25～26 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し 関係）

□ 外国人、日本人従業員による自発的な共生のための取組について、所得税の軽減措置で支援

具体的な支援策

- 個人が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（具体的には以下のような費用）を、所得税の特定支出控除の対象とする。

特定支出控除対象の案

- ✓ 外国人職員が日本語（特にビジネス日本語）習得のために支出する費用
- ✓ 日本人職員が外国人職員とのコミュニケーション等のために英語を習得する費用
- ✓ 上記に関連する資格取得費用

特定支出控除とは

- 給与所得者が、以下のような支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払者によって証明がされたもの（特定支出）を支払った場合、その合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合、当該超過分を給与所得から控除できる制度

- ①通勤費 ②転居費 ③研修費 ④資格取得費 ⑤帰宅旅費
- ⑥勤務必要経費（図書費・衣服費・交際費等）

ソフトウェア制作費の税務・会計処理のあり方

(p28 税会一致の徹底による企業財務の生産性向上 関係)

- 【提案概要】ソフトウェア制作費の税務・会計処理の一致／自社利用目的ソフトウェア、市場販売目的ソフトウェアの区分の見直し

区分	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的のソフトウェア		リリース後のアップデート	
区分例	- ユーザーへサービス提供を行い、その対価を得るために自社で利用するソフトウェア - 業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア			製品マスターを製作し、これを複製して不特定多数のユーザーに販売するパッケージソフトウェア		- プログラムの機能上の障害の除去 - 新たな機能の追加、機能向上	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後	機能の改良・強化を行う製作活動のための費用	
	つながらないことが明らか	不明	確実につながる		製品マスターの製作原価		
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産	費用（著しい改良）
税務処理	損金	資産	資産	損金	資産	資産	

区分	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的のソフトウェア		リリース後のアップデート	
区分例	業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア			第三者から収益を得る目的で開発されたソフトウェア		- プログラムの機能上の障害の除去 - 新たな機能の追加、機能向上	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後	機能の改良・強化を行う製作活動のための費用	
	つながらないことが明らか	不明	確実につながる		製品マスターの製作原価		
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産	費用（著しい改良）
税務処理	損金	損金	資産	損金	資産	資産	損金

個人事業者・法人間の申告区分ごとの控除額比較

(p29～30 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備関係)

申告区分	記帳方法※	個人事業者	法人(中小企業)
白色申告	簡易簿記 事前手続き不要	特別控除なし ・赤字繰越は災害損失のみ	個人事業者（白色）とほぼ同様
青色申告 (簡易／現金)	簡易簿記 または 現金主義	10万円控除 ・赤字最大3年間繰越 ・40万円未満の資産一括経費化	青色申告特別控除なし ・欠損金の10年間の繰越および法人税の繰戻還付等 ・40万円未満の資産一括経費化
青色申告 (正規の簿記)	正規の簿記 (複式簿記) 仕訳帳、総勘定元帳、 B/SおよびP/L作成	申告・保存方法に応じて段階的に優遇： ・紙申告 10万円控除 ・e-Tax 65万円控除 ・優良帳簿またはデジタルシームレス記帳 75万円控除 (令和9年分以降)	法人は記帳や保存のデジタル化(優良電子帳簿保存やデジタルシームレス)を進めても、税務上の控除額が上乗せされる直接的なメリットはなし

⚠ 法人におけるデジタル対応の税制面での課題

- 個人事業者は、日々の帳簿付け(記帳)や帳簿保存のデジタル化を進めるほどに控除額が大きくなるというわかりやすいインセンティブがある。一方で中小企業・小規模事業者は、コストをかけてデジタル化を進めても税額の減免という直接的なメリットがなく、優良電子帳簿やデジタルシームレスに対応することに足踏み(逆にいえば、紙のままの記帳・申告を続けても、デメリットがない。)
- 優良電子帳簿やデジタルシームレスの要件を満たす場合に、過少申告加算税が軽減される措置等はあるが、あくまで「申告漏れ等が万一あった際のペナルティ」の軽減であり、デジタル化に足踏みをしている小規模事業者向けのインセンティブとしては機能していない状況

※記帳方法の概要

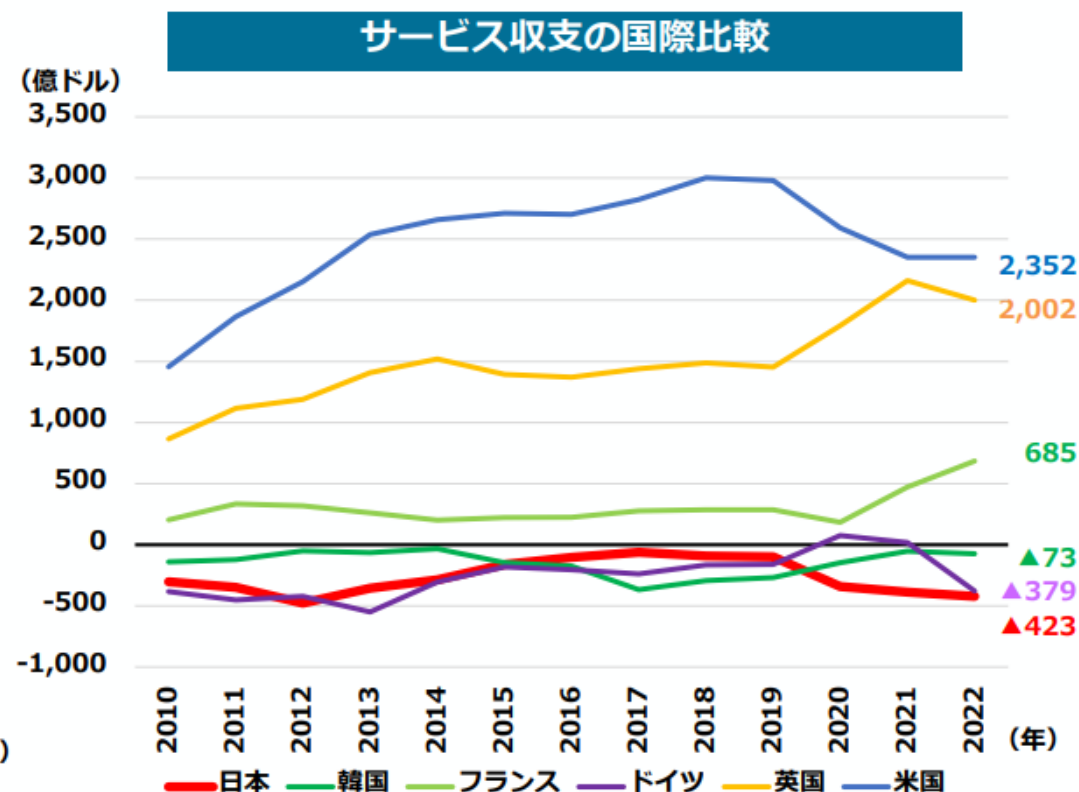
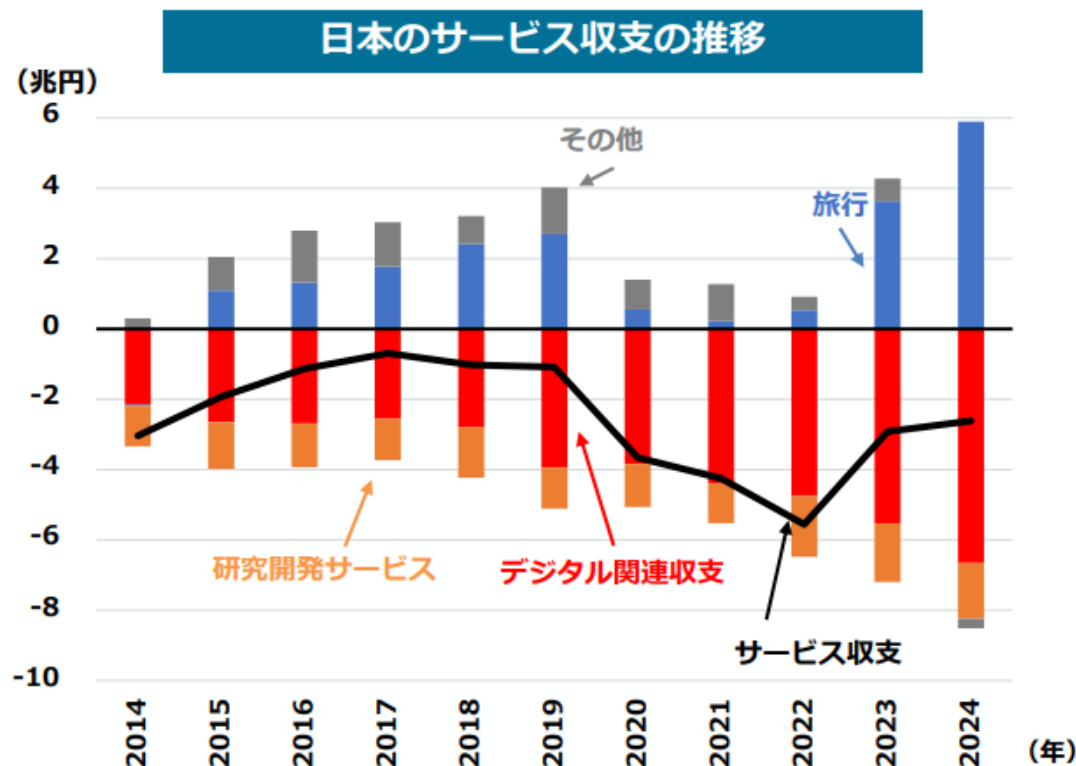
- ・簡易簿記: 売上や経費のみを記録する、いわゆる単式簿記
- ・現金主義: 所得300万円以下の青色申告事業者が事前に届出を行うことで選択できる特例。現金のやり取りが時点で記帳を行い、損益計算書(PL)のみを作成する
- ・正規の簿記: 仕訳帳や総勘定元帳を備え付け、貸借対照表(BS)と損益計算書(PL)の両方を作成する複式簿記

日本のサービス収支について

(p35～36 越境経済への適応① (法人税) 関係)

日本のサービス収支の推移と国際比較

- サービス収支は、足下でインバウンドを背景とした旅行収支が伸びているものの、**デジタル関連収支の大幅な赤字により、世界と比較しても、全体の赤字が多い。**



(注) 左図：デジタル関連収支は、日銀レビューの分類を基に、①～③の合計として算出。

①通信・コンピューター・情報サービス：ソフトウェアの委託開発やクラウド・サービス、オンライン会議システムの利用、ソフトウェアのサブスクリプション契約料等

②専門・経営コンサルティングサービス：法務、会計・経営コンサルティング、広報、広告・市場調査に係る取引、

③著作権等使用料：著作物（コンピュータソフトウェア、音楽、映像、キャラクター、文芸、学術、美術等）を複製して頒布（販売、無償配布等）するための使用許諾料（ライセンス料）等。

研究開発サービス収支は、研究開発に関わるサービス取引のほか、研究開発の成果である産業財産権の売買を計上

旅行収支とは、ある国に滞在する非居住者（旅行者）が自ら使用するため、または贈与するために滞在先で取得した財貨とサービスを計上。

(出所) 左図：日本銀行「国際収支統計」、日銀レビュー「国際収支統計からみたサービス取引のグローバル化」より作成。右図：OECD.statより作成。

(出典) 経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 (2025.4.22) 資料

タックスギャップ分析の例

(p35～36 越境経済への適応① (法人税) 関係)



**The Silicon Six
and their enduring
global tax gap**

👉 タックスギャップ分析の例

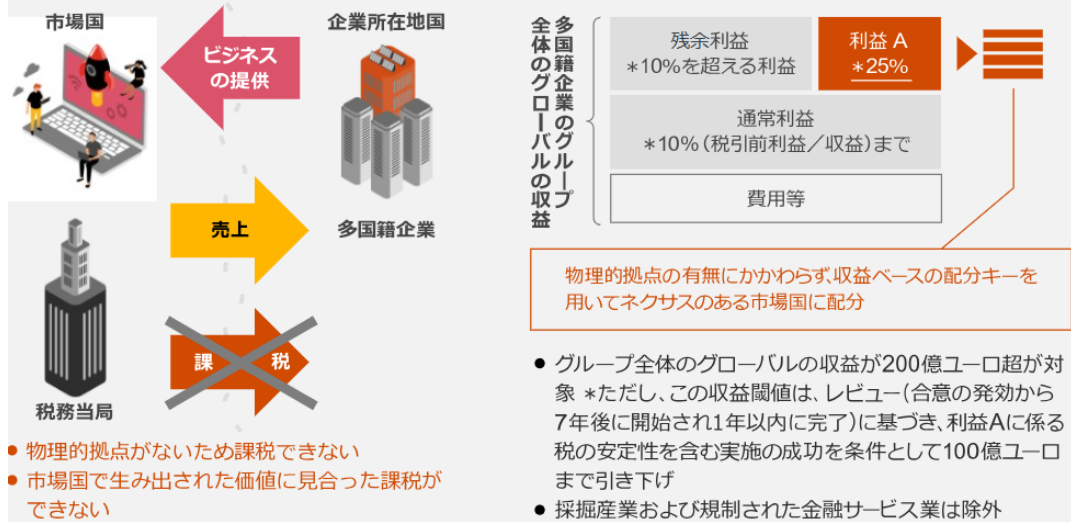
- ✓ この報告書では、アルファベット（グーグル）、アマゾン、アップル、メタ（フェイスブック）、マイクロソフト、ネットフリックスの過去10年間の税務行動を調査し、各企業の法人税支払が名目税率を大きく下回っていること、その結果、世界で2,778億ドル（約40兆円）のタックスギャップが生じていることを明らかに
- ✓ このタックスギャップを埋めるための提案として、OECDのBEPS2.0で進められているグローバルミニマム課税を実施すること、法人税支払の国別報告の仕組みを導入すること等を提案

BEPS2.0の「二本の柱」

(p35~36 越境経済への適応① (法人税) 関係)

● 第1の柱：完全実施には多国間条約の発効が必要

第1の柱：市場国への新たな課税権の配分 (利益 A)



第1の柱：市場国での販売活動等に係る移転価格レールの定式化等 (利益 B)



販売子会社の適切な利益の算定が困難

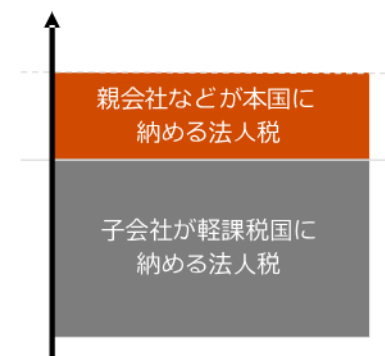
移転価格税制の経験が浅い「Low capacity countries」でも、自国に所在する基礎的な販売活動を果たす会社の適切な利益を算定可能にすることが目的

● 第2の柱：このうちGloBEについては各国国内法令の整備のみで実施可能

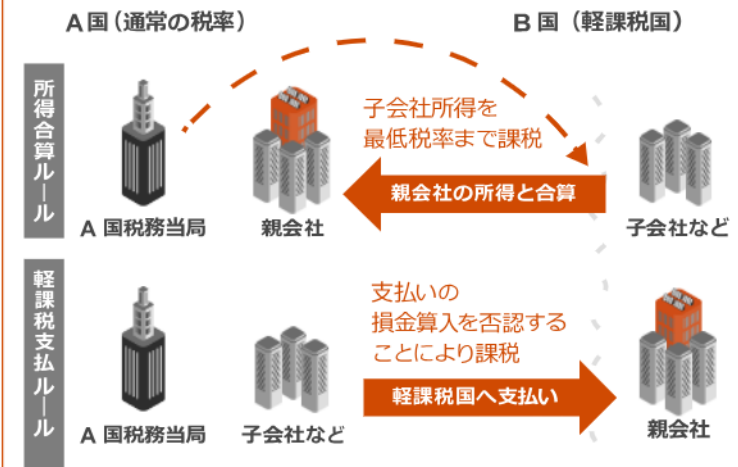
GloBE	2つの連動する国内ルール(合わせてグローバルな税源浸食防止ルール<GloBE>)
所得合算ルール	軽課税国にある子会社等へ帰属する所得を最低税率まで親会社の国で課税
軽課税支払ルール	軽課税国にある関連企業への支払い(例:使用料)に対し、支払い会社の国で課税
STTR	条約上のルール(租税条約特典否認ルール: STTR) ミニマム税率未済までの課税の対象となる一定の関連者間の支払に対して源泉地国にミニマム税率までの源泉地国課税権を付与

世界共通の最低法人税率を導入

- 法人税の最低税率を「15%」とし、軽課税国の税率との差額分を親会社などが本拠を置く政府に納める。

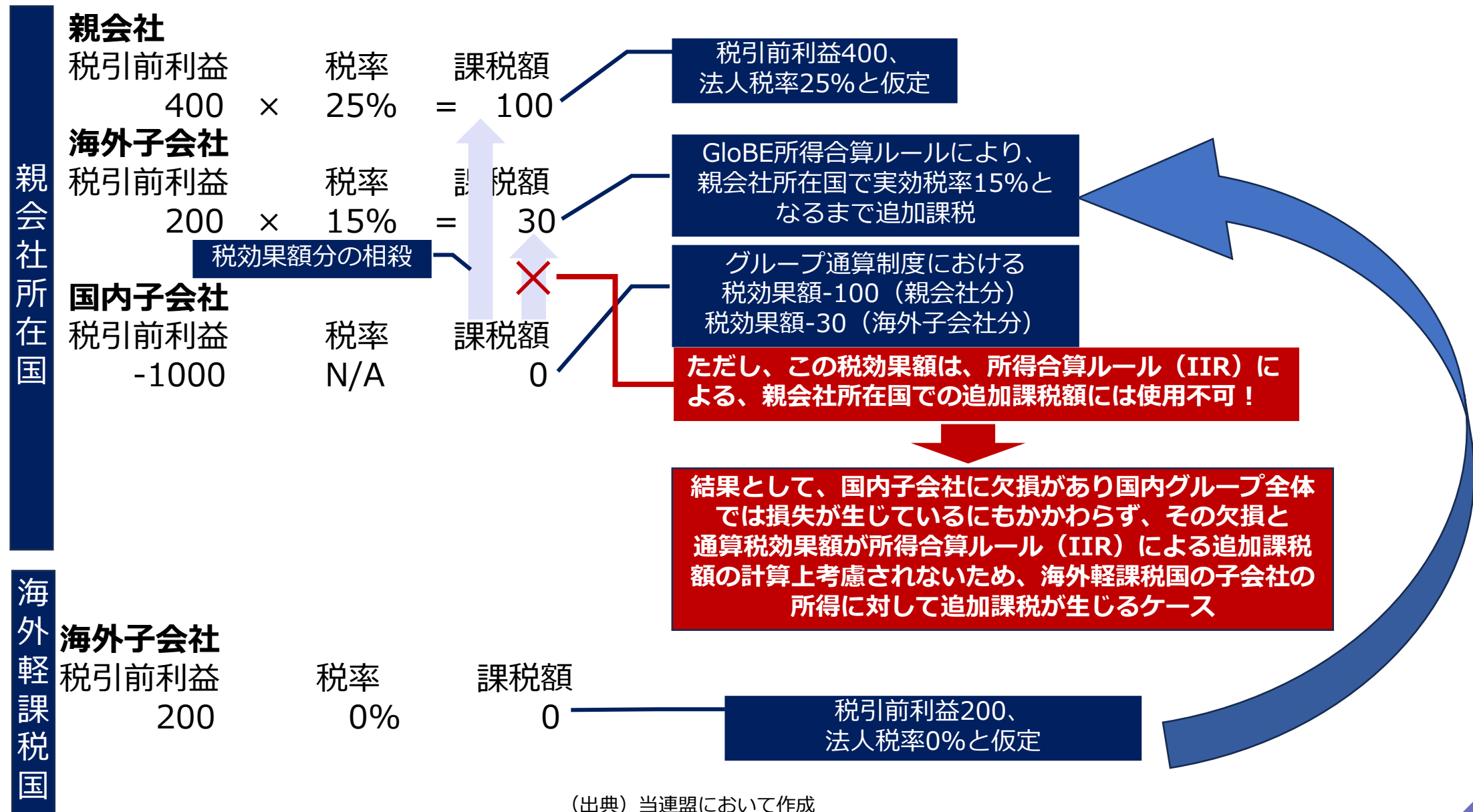


最低法人税率課税の主要な2つのルール(GloBEルール)



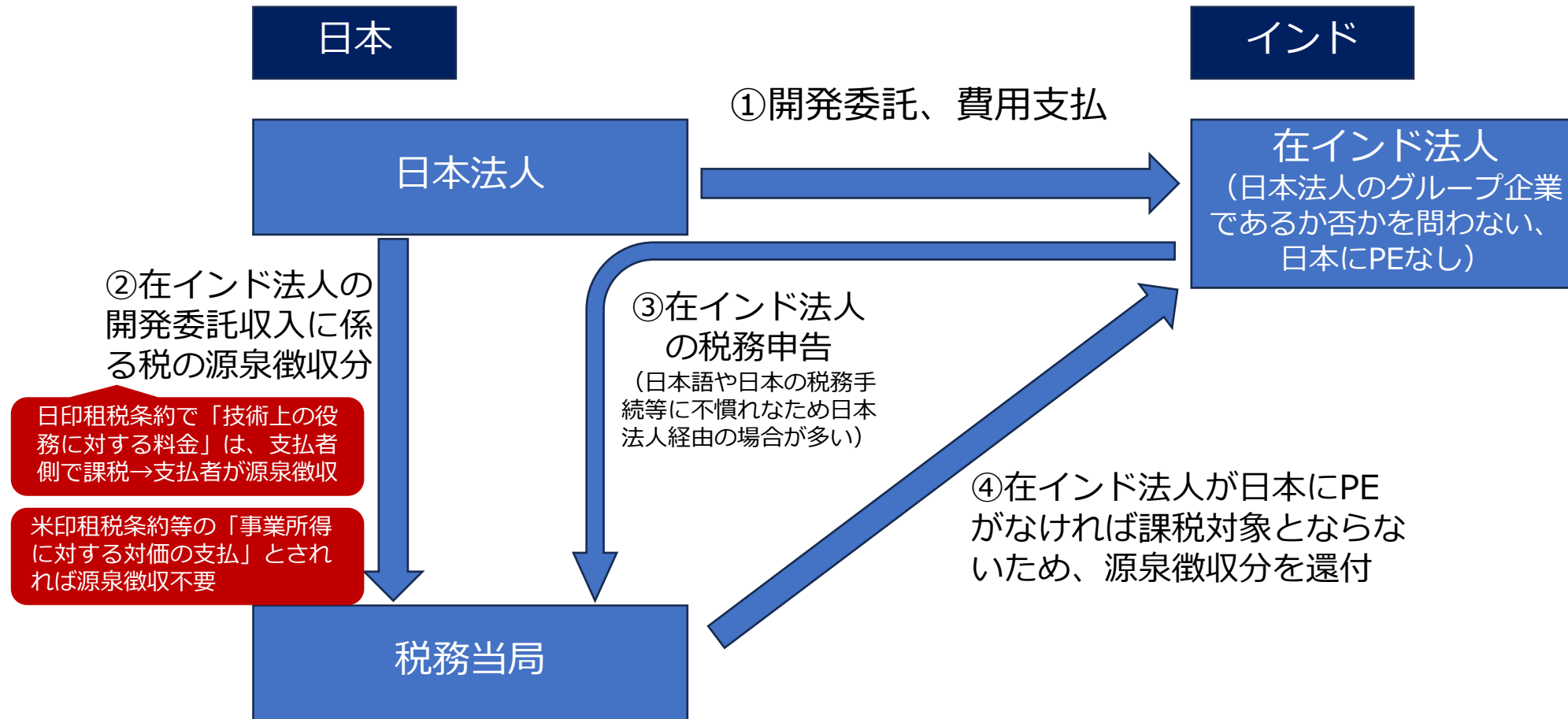
GloBE所得合算ルールにおける企業グループ内税効果額に係る課題（図解）

（p35～36 越境経済への適応①（法人税）関係）



インドIT開発業務委託に伴う税制上の手続

(p37 越境経済への適応② (所得税、消費税) 関係)



- 在インド法人は、税務申告に当たり対日本取引のみ切り出した財務諸表の作成、和訳等の事務負担
- 源泉徴収は開発委託費用支払の都度毎月行うが、その還付までには長期間を要する

(出典) 当連盟において作成

ベビーシッター利用の実情

(p40～41 多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し②関係)

多額の自己負担が伴う利用実態

新経済連盟会員企業の社内アンケート結果によると、ベビーシッター利用者の**70%**に月1万円以上の自己負担が生じており、さらに**25%**の社員には月5万円以上の重い負担が発生している。

利用者の約8割が管理職層

社内のベビーシッター利用券を使用している社員のうち、約**78%**が管理職相当のポジションを占めている。つまり、役職が上がれば上がるほどベビーシッターのニーズが高まり、それを支援する実益も生まれる。

女性管理職比率向上への鍵

政府が掲げる「女性管理職比率30%」という目標達成において、キャリアと育児の両立を物理的に支えるベビーシッター補助は、実効性の高い重要な手段となる。

フレックスタイム制での限界

企業も時短勤務やフレックス制の導入などで育児と仕事の両立を後押ししているが、いくら制度を整備しても育児時間が短くなるわけではない。

フレックス制だとしても、子供を寝かせた後、もう一度働かなければ8時間の所要時間を埋めることができず、結局親の睡眠や休養、家族との団欒時間を削って働かざるを得ない。

祖父母の手助けが得られた時代と異なり、現代は晩婚化・核家族化で、身近に頼れる親族がいない。したがって、「**親ではない第三者**」が育児に**関与し、共働き世代を支援すること**が根本的な解決につながる。

【フレックスタイム制での勤務の一例】

6:00	7:00	8:00	10:00-17:00	18:00
起床 朝食 自分の支度	子供起床 子供の身支度 子供の朝食	保育園に預ける 通勤	仕事(6時間) 17時に退社、帰宅	18:00 保育園お迎え 買い物 夕飯の支度
19:30	20:30	21:30	22:30	24:30
夕食	入浴 子供の寝る支度	子供就寝 残りの家事	再び始業(2時間。これで合計8時間、フルタイム)	休息、寝る支度 (就寝時間は深夜1時)

※このケースでは、退社後の時間帯でベビーシッターを併用することで、育児負担の軽減、無理のないスケジュールでの勤務が可能となる。

